

ガイドライン運用面の見直し  
ワーキンググループ  
(環境社会配慮の方法)

「上位計画についての環境社会配慮」  
「スコーピング結果についてのフォーマット」  
「ベースラインデータの取扱い」

日時 平成26年11月14日(金) 14:02 ~ 17:32

場所 JICA本部1階 111会議室

(独)国際協力機構

## 助言委員（敬称略）

作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
塩田 正純	元 工学院大学 工学部 建築学科 教授
柴田 裕希	東邦大学 理学部 専任講師
清水谷 卓	山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
田中 充	法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授
谷本 寿男	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 / 社会福祉法人 共働学舎 顧問
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
松下 和夫	京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニアフェロー
柳 憲一郎	明治大学 法科大学院 教授・環境法センター長

## JICA

### < 事務局 >

宮崎 桂	審査部 次長
山邊 卓	審査部 審査役
柿岡 直樹	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加治 貴	審査部 環境社会配慮監理課
花井 あかね	審査部 環境社会配慮審査課
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課

午後2時02分開会

柿岡 それでは2時を過ぎましたので、本日の第5回運用面の見直しのワーキンググループを始めさせていただきたいと思います。

今日は、作本主査よろしくお願いいたします。

作本主査 それでは、今日は見直しワーキンググループの第5回目ということになります。それで上位計画以下のテーマということで、今日かなり難しい内容に議論進むかと思うんですけども、どうぞよろしくお願いいたします。

今、お手元の資料をまず確認しますか。事務局のほうでちょっとお願いいたします。よろしいですか。

柿岡 では事務局からご説明いたします。本日大きく分けて二つのトピックということで、まず上位計画について環境社会配慮のほうのプレゼンテーション資料（ご説明資料）と、それから事前にいただいた質問と対応表、こちらがペアとなります。本日およそ3時間のワーキンググループのうち、前半1時間半程度でこちらの議論をしていただければと思っております。

それからもう一つ、ベースラインデータの取り扱いからデータの信頼性の確保について、この2、3、4と右下のあるもの、こちらが二つ目のトピックとして、ご説明資料と、事前にいただいた質問に対する回答を準備しております。まずこの4種類の資料があるかどうかご確認ください。

その上で皆様から事前にいただいた質問をまとめたもの、こちらは二つのトピックそのものが全部まとまっているかと思しますので特に分けておりません。合計5種類の資料が手元にあるかどうかをご確認ください。

作本主査 ありがとうございます。

それでは今のお話のように前半と後半ということで、先に上位計画の関連のことを取り上げて、後半のほうではベースライン、時間の配分は恐らく半分半分といくかどうかちょっとわからないところはありますけれども、かなり難しいテーマが入っておりますので、繰り返しになりますが、ぜひよろしくお願いいたいと思います。

まずこのそれぞれの各コメント・質問に対して進める前に、もし何か事務局のほうから、あらかじめ言っておきたいようなことがあれば、どうぞお願いいたします。

柿岡 上位計画につきましては事前にお配りしている資料でございますが、基本的に以前JICAの研究会の報告書というのをまとめている資料がございます。こちらの別添にもつけさせていただいておりますけれども、2004年当時「海外調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究」ということで、原科先生、村山先生、長谷川先生、松本先生、それからECFAの高梨専務理事、JICAの国際協力専門員、亡くなられた田中専門員等を含めて、複数の方々がこの研究会のメンバーとして取りまとめられています。この報告書を基本的に活用し、この資料を準備致しました。

従って、別添につきましては我々の考え方というよりも、こちらの報告書に基づい

たものを参考にさせていただいているというたてつけで資料をつくっていることを改めてご理解いただければと思っております。この前提で議論を進めていただければと思っております。

作本主査 ありがとうございます。今の報告書について私どもはかなり深いところまで既に議論されたんだなと思って、今委員の顔ぶれを見ましたら誰もこの中の方は入っていないということです。また報告書、私ども入手を、余部はもうないんですよね、これは。

柿岡 ホームページで公開されております。今回の資料にアドレスを記載していません。

作本主査 ホームページで公開されているんですか。わかりました。ではまたそういうのを参考にさせていただくということで、いきたいと思えます。

それではよろしいでしょうか。時間の関係もありますので、では質問・コメントについて上から順番でやっていくというふうなことで進めたいと思えます。

それでは上位計画のほうのホチキスでとめたものですね。こちらのほうの1番から進めることにいたします。

では冒頭清水谷さんから、いかがでしょうか。

清水谷委員 回答ありがとうございました。ちょっと私の質問が、意地悪なような質問をしてしまったんですけど、最終的にFAQに載せる文言として回答の案というのが、このスライドの6ページの右側のものだということであると。今私が質問したような誤解を招くのではないかとということで、あえてこういう質問をさせてもらっています。

そういった意味で、ガイドラインの中の3.43の中に本格調査段階、マスタープランの5と同様の記載ということなんですけれども、その部分5の部分だけを切り出すというよりは、3.43全体をもう少しまとめた形でこの回答を書かれるほうが、もっとより適切な、誤解をもう少し回避できるような文言になるのではないかと思います。

なので、この回答に対しては私の意見はそういうことで、やはりFAQの中での回答というのはもう少しわかりやすい文章にしたほうがいいのではないかと思います。

作本主査 どうでしょうか。

柿岡 わかりにくいと思っていないのですが。どの点が.....

清水谷委員 「戦略的環境アセスメントを適用する」とありますが、「具体的にどのような取り組みを行うのですか？」という質問に対して「マスタープラン調査において、戦略的環境アセスメントを適用します」ということしか書いていないんですよね。それ以外に詳しいことの説明するところはその「IEEレベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国等と行うと共に、調査の過程では、情報公開やステークホルダー協議への支援を行い、その結果を反映させます」ということが詳しい説明されている部分だと思うんですよね。

そうなるとう何か戦略的アセスメントの詳しいことは、その後半の部分が全てのように読めるんですよ。そうなるとう戦略的環境アセスメントというのはIEEレベルで行われる、単にそのプロジェクトを実施しない案ということなのかと。

IEEレベルというのは以前の委員会の中でいろいろ聞いている中では、F/Sを実施する前に簡単な調査をするというような形で、マスタープランのレベルではないという位置づけであったようにも記憶しているんですけども、そうなるとう、この文章を読めば専らIEEレベルで行う環境社会配慮が戦略的環境アセスメントですというような言い方になっていると思うんです。それは少し戦略的環境アセスメントがカバーする、あるいはマスタープランに対して適用する戦略的環境アセスメントの意図としては異なってくるのではないかと思います。

作本主査 私のところも同じ、似たような疑問というよりも私が理解できなかったのとうところて、ごめんなさいちょっと清水谷さん、私も次の2番のところを一緒にしてもよろしいでしょうか。

今いただいている、この5ページのパワーポイントの資料から、この6ページ目の回答が引き出されているとう、それを文章の形で質問形式にしたものがこれであるとうふうには私は理解させていただきまして、ここで協力準備調査にはまさに戦略アセスまたはマスタープラン、かかわるものが二つあって、下のほうには開発計画、とういう協力を行う場合にはまさにマスタープランそのものであるとうような、この三つの種類がここで並べられるかと思うんですが、私の頭の中で、ここでSEAとマスタープラン、この住み分けとうか使い分けとうのがどうも整理できない。自分で整理できないだけなのかもしれないですが、とういう感じを持ちました。

今の清水谷さんとほぼ同じなんでありますけれど、どうもこの三つのどれかを行うことによつて、マスタープランの趣旨も、場合によつてはより早い意思決定とうのはSEAの考え方も取り入れるとう意味ではまさにJICAさんやっておられるので、そこはもう言うまでもなく先進的なことで動かれている、それはもう認めるんです。ただ、もう一つ抽象的にこの三つをどこでどう束ねているのかと、それがいまだに私にとつてもわからなかったですね。上の協力準備調査で、ともかくプログラム段階でのこのアセス的な考え方をもち込む。あるいは上位のマスタープラン調査を含むとうような、いわゆるプロジェクトじゃなくて、プロジェクトよりももっと上の段階でのとういうマスタープランになるんでしょか、そこに早い意思決定に環境配慮を取り込むとうような考え方を二つ目で示す。そこまでよくわかりますし、通常のSEAの考えかたと思いますが、三つ目になると、もうJICAはマスタープラン自体をつくるのをお手伝いする、それ自体がもう確かに考えかたはSEAに近いんでありますけれども、その重なり部分があるのか、全く違うものが3本並んでいるのか。あるいは事業自体が協力準備調査と開発計画とで違うもんですから、とういう枝分けをしなければいけないか。マスタープランとうとう環境社会配慮、私ども当然のように入れているんです

が、戦略アセスというSEAという場合には、社会面の配慮というのは必ずしも日本でも海外でも共通して組み込まれているわけではないというような気がするんですね。

そういうわけで、清水谷さんと同じような質問の趣旨なんですが、このあたりの住み分けというのはどういうものでしょうか。取り組みを行っていますかという意味ではまさにJICAさんやっているの、そういうことについてはほかの国際機関よりもすばらしいものを行っているというか、少なくとも立派なものを行っている、そこでは認めるんですが、体系的なこの交通整理というか、これどう考えたらいいか。もしお考えがあれば教えていただきたいというのは私もです。

この分野で研究されてきている柳委員、どうでしょう。戦略アセスと例えばマスタープランのかかわりとか……

柳委員 多分このIEEレベルというのは、そのスライドの7でどのレベルなんですか。どこを指していますかというところがわかれば、もうちょっと理解しやすいと思うんですけども。

加治 すみません。ここで我々がIEEレベルと、ちょっとこの単語がわかりにくいかもしれないんですが、我々としてはこれは調査のこういう、例えばSEAをやった恐らくEIAをやる前に初期環境影響評価をやったEIAへいくというようなこういうステップのこと、時系列のことを言っているわけではなくてですね、このIEEレベルというのはですね。IEEというのは一般的に既存データをベースに、それほど突っ込んだ調査はせずに、その既存のデータを中心に環境影響評価をするということで、我々としてはこのIEEレベルというのはその調査の深度のことを言っております。なので、SEAは要するに例えばもう実際に何かサンプリングをして分析をしてとかそういうことではなくて、計画がまだそれほど煮詰まっていないという段階で、できるだけその調査するものの既存データを中心とするIEE程度、IEEと同様程度の深さの調査をしてそこから判断をしますということで、今IEEレベルという単語をここで使っております。なのでちょっとそこが誤解を生んでいるのかなという気もするんですが。

柳委員 多分戦略アセスって、そのIEEをやるような2段階、それから実質的なやつをやるという戦略段階においてもIEEレベルというか初期段階のものと、それから実質的な段階のものがあるんですよ。だから片一方しか触れていないので、じゃあ実質的なところはどうするんですかというところは特に触れていないんですよ。だから、どういう考え方で戦略アセスを構築しようとしているのかというところが総体として見えない形になっているので、なかなか理解しにくいと思います。

この回答の文章で言うと、その5段落目の開発云々というところは要らないわけですよ。だから要らなくて、IEEレベルよりも前に具体的にはIEEレベルと、それから実質的なレベルがあるということ、何かどこかで触れておかないといけないんじゃないかな。2段階で構成するとすればですね、戦略アセスというものを。戦略アセスを初期段階だけで終わってしまうというふうに考えたら、あとは事業アセスの段階しかあ

りませんというふうに、1段階のもので考えていますよというのをどこかで書いておかないと、初期段階以外にもあるのかなと思いますよね。

例えば今、東京都で2020年のためのオリンピックアセスをやっているんですが、あれは初期段階のものと、それから実質段階のもの、二つ戦略アセスとしてやっているんですね。だから、そういう発想も持っている、片一方、初期しかやっていないのかということになると理解されない。それは戦略と言わないんじゃないのというふうに。戦略と言ったっていいんだけど、それは部分だけ言っているの全体を言っていないねという話になる……

加治 我々も一応、今別添のほうになるんですけど24シート目のほうで、その調査の要するに計画の、その内容の濃さに応じてやはりやるべきものは若干違いますよというようにはもちろん我々も考えておまして、そのSEAから徐々に個別のプロジェクトに絞り込まれるに当たって、徐々にそのEIAとしての質というか濃さも変わっていくということは、もちろん認識をしているところです。

今、柳先生がおっしゃったように、事業段階になるともちろんそのプロジェクトレベルとかFS段階でそこはちょっとSEAとは離れるところにはなると思いますが、その前のこの24シート目でいくと、4の1であるとか2であるとか、こういった感じでその計画自体の内容の検討の度合いによって、もちろん検討すべきものは変わってくるのかなと。そこを我々、今IEEという言葉と一緒にしているのが、ちょっと確かに誤解を生んでいるところもあるのかなと思いますけれども。

柿岡 例えば、この「IEEレベル」という言葉、それからここに書いている記載のことは、基本的にガイドラインの文言を使っています、例えば上の「IEEレベル」という言葉もガイドラインの冒頭に定義が記載されております。特に新しいことをこの場でというか、既存のFAQですので何か今変えることをご提案するものではなく、今あるFAQがこうですというご紹介しているものです。この回答そのものはガイドラインを抽出していると理解しておりますので、もしガイドラインそのものがわかりにくいということであれば、運用見直しの範疇も超えてくるのかなと感じております。

作本主査 原因はそちらかもしれませんね、私個人的にね。なのでやっぱりSEAについても、これこそSEAだというものは特定され切っていないんですよ、柳先生。手続を実施するとかいろんな難しさがありますね。

柳委員 ええ。だから多分、JICAのガイドラインの中でもSEAを具体的に特定していないで、いわゆるSEAでイメージを与えているので。

だからそのSEAで言っているのは、ここではできるだけ初期の段階でということ、IEEのレベルでと言っているんだと思いますね。そういう熟度の話なのか、それから程度がIEEレベルでいいというふうに言っているのか、そこもちょっと判然としないので。だからJICAが考えるSEAはこうですよというのを言わないと、これだけだと本当はわからないんだよね。

作本主査 今、SEAとマスタープランという、この二つの概念がお互い助け合ってJICAの方向づけを決めているような気がするんですね。ただ、マスタープランはJICAさんつくっていて、それを支援してということで、社会配慮まで含めて、しかも初期段階でということで、これぞ立派なものだと思うんですけど、SEAという、いわゆる世間的に使っている言葉が、世銀等も使っているけれども、一緒になってまざってくると、そちらのほうの定義とは違うんじゃないかというか、そちらのほうはまた考え方が分かれるんじゃないかと思うと、そこで交通整理の順番ができてくるんじゃないですか。

柳委員 段階的にはどうなんですか。政策、計画、プログラム、マスタープランですか。

作本主査 PPPですね。

柳委員 そのマスタープランの位置づけというのは、その段階だと全てに入っているんですね。ポリシーから含めてマスタープランは全部ある。

宮崎 案件によって、マスタープランと書いてある上のほうの基本構想に当たるものもあれば、かなり下のほうのプロジェクトによっているものもありますし、複数のものをまたがっているものもあれば、基本構想だけであったり、あるいは整備計画だけだったり、いろんなパターンがあるというのが実態だと思います。

柳委員 だからもう、本当に今は戦略段階、全体を抱合している意味でのマスタープランと言っているわけですね。

だから、それだとマスタープランの初期の段階をIEEと言っていると。

柿岡 IEEレベルですね。

加治 程度という……

柳委員 イニシャル・エンバイロメンタル、の次は何ですか。

宮崎 エグザミネーションです。ガイドラインの2ページ目の17というところに、IEEレベルというものがかなりはっきり定義されておりますので、要はEIAレベルよりも入手容易なデータをもとにモニタリング計画等を検討するレベルということになっております。

あと、ガイドラインの11ページ目に、7ポツに「マスタープラン調査の場合はIEEレベルで」というふうにはっきり書いてある部分もございますし、このFAQはこういったところを引っ張ってきております。

つまり、先生がおっしゃるような正確な、SEAにおける本来2段階でやらなければいけないものを指しているわけではありません。

柳委員 そうですね。だからSEAの方法書レベルというふう考えたほうがいいのかもしれないですね。

宮崎 なるほど。

柳委員 事業段階の方法書と、それからSEAにも方法書段階があるんだと、それは

もう初期の段階なので簡易な既存のデータを集めて、それで分析しますよねという意味合いで使っているんだという説明であれば、それは理解できますけれどね。でも、そういうふうに説明しておかないとわからないんです。

作本主査 JICAさんの実務の側から見ると、ともかくマスタープランを持っていないければつくらせるし、そこでの支援もするし、場合によってはマスタープランを実施することを協力準備調査でもやっていけば、そこでも当然にそのいわゆる政策・プラン・プログラムにかかわってきますので、よりいわゆるSEA的なものがここで確保できるだろうというふうに考えておられるのかなと私は思っていたんですけれども。

そうすると今、柳先生の言葉もあるんですが、SEAとマスタープランってどっちが上位で下位なのかということよりも、どこかに重複部分が仮にあったり、何か欠け落ちるものがあったりということが、もしかして将来起こるかもしれないんですね。ですから、JICAさんは今実施場面でマスタープランを中心に、中核に置きながら手続を進めるということは結果的にはいい方向へ向かっているかと思うんですけれど、SEAの議論といつも一緒に重ねて両方やっていますかとなると、私にはどうもわからないところが今、出てくるんですけれどね。

清水谷さん、どうですか。

清水谷委員 そうですね。私も同じような質問というか、疑問というものが残ってしまいますが。

例えば、この図を見たときにJICAさんのほうでつくられるマスタープランというのが、一つのドキュメント全体の中に、その基本構想になる部分もあれば基本計画になり得るパーツもあって、整備計画の部分も全て含まれるようなものが、そのJICAさんがつくられるマスタープランのように、図を見ると見えるんですよね。ですから、そういういろんな段階のものが一つに入っているようなドキュメントってあるのかなというところと、それに対してSEAをやろうと思ったときに、また逆にすごく簡単にはいかないんじゃないかというふうな疑問も一緒に思いました。

宮崎 多分、全部三つとも入るパターンというのは、そんなにはないと思います。例えば、何とか国何とか州水資源マスタープランとか、あるいは何とか市の都市開発マスタープランとか、そういったものが例えばできたりしますと、整備計画のあたりだったり基本計画のあたりだったり、あるいは場合によってはその二つぐらいを指す場合もあると思いますけれども、なかなか三つ全部入るものはそんなには多くありません。地域総合開発計画というものがある場合もございますが、そうなりますとこの一番上の基本構想のあたりかなと思います。途上国の場合、厳密にこの三つに全てがはっきり分かれるわけではないと思いますので。

清水谷委員 ただその計画論といいますか、その面からいくとマスタープランというのは多分、何かをつくるときのマスターというか、そのベースになるものだとこのことでいけば。

例えば基本構想のもとになる情報があるとすれば、そのマスタープランの情報がそのまま基本計画のほうに反映されたり整備計画のほうに反映されるというよりも、例えばマスタープランがその基本構想に資する何か情報があると。それで基本構想ができれば、それを具体化するために基本構想から基本計画や整備計画のほうに落としていくということで、そのマスタープランの成果というものが横で全ての段階に影響を与えるというよりも、私はそのマスタープランはどこかの具体的な計画やそのほかの作成に直接資するもので、全ての段階に全部影響を与えるようなものではないのではないかなと思うんですが、そういう形のほうが通常、計画をつくるときの基本的な考え方ではないかなと思うんです。

作本主査 ほかの方、すみません、出発点のところでは何か。

松下委員 今言われたところで言うと、マスタープランと台形で書いてありますが、ああいう台形全てをカバーするマスタープランが一つあるわけではなくて、その範囲の中にいろんなタイプのマスタープランが入っていると。例えば交通整備に関するマスタープラン、それは地域開発計画に対応するようなレベルかもしれませんね。それに応じて具体的なプロジェクトが多分出てくるわけね。ですから、マスタープランと書いた範囲の中にいろんなタイプのマスタープランが、非常に上位のものもあれば、より具体的なセクター別のマスタープランもあると、そういうことでよろしいんですかね。

清水谷委員 ということは、具体的なマスタープランは具体的な一つの計画なり構想なりに対応するような形を狙ってつくられているという形でいいですか。

柿岡 完全に1対1になるかどうかわかりませんが、基本的にはそういう横の関係にはなることを目指していると思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、途上国に必ずしもこの上下の考え方でできていないこともありますので、そこはそういったものも包含した形でマスタープランとなっている場合もあるかと思えます。

作本主査 上位計画という場合には、このマスタープランを我々一番大前提に考えているけれども、それ以外に例えば国土開発計画みたいなものもあれば、それもその場合、広義で上位計画と。

今、これまた二つなんですね。SEAとマスタープランだけの関係なんですけど、これにまたさらに、これから先に出てくるところのいわゆる代替案と一緒に考えると、どこに焦点を持っていった議論するのかという、もう一つ、三つ巴の難しさが出てくるんですが、ちょっと時間の関係もありますので、もしほかの方でご意見があれば、整理に役立つようなことがあれば、ぜひお願いしたいんですけども。

よろしいですか。では次のまた、ほかでもかかわってくるかもしれません。

では、次の3番のほうに進んでよろしいでしょうか。この1、2はご意見いただいたということで。

柳委員 回答の文章は直さないんですか。

作本主査 回答の文章ですか。

柳委員 ええ。僕は開発計画云々って要らないと思うんですよ。上でもう言っているから。だから、具体的にはIEEレベルで、と言うと、一応何を言いたいのかというのはわかると思います。それじゃないとここにまた開発、マスタープラン調査にはと書いてあると、ほかのものもあるのというふうに、ここをどうしても誤解して読む可能性があるんで、これは要らないんじゃないかな。

作本主査 でも、これを取っちゃうと、前半のほうの3の1から見てくると、いわゆる協力準備調査というのと、開発計画調査という言い方の協力、この二つの柱があると。

柳委員 だからそれは全部のマスタープラン調査なんですよ、言いたいのは。全部のマスタープラン調査にSEAを適用しますと書いてあるんですよ。

作本主査 そうすると、もしここで一部削除するとすると、「開発計画調査型協力の」までを削除する。「マスタープラン」は言葉として、どんな交通整理をして、すみません。

柴田委員 これ、ちょっと私も不思議に思っているところが少しありまして、今柳先生がご指摘された2文目のところは、開発計画調査型技術協力だけを抜き出して説明していますよね。いわゆる協力準備調査はまた別ですよということになっているんですけど、これは何かそういう意図がおりなんですか。

2文目で、その協力準備調査に触れないで、開発計画調査型技術協力だけについてIEEレベルでやっていきますよというふうに分けちゃっているんですよ。上の1文は、協力準備調査も、この開発計画調査技術協力というんですかも両方SEAやりますよと言っておきながら、2文目で協力準備調査を除外しているのは、何か意図がおりなのかなというふうに。

なければ、今柳先生がおっしゃったように、取っちゃったほうがいいですよ。

作本主査 これ、もしIEEから文章を始めた場合というか、その直前を削除した場合に何か弊害が出てきますか。

柳委員 何かこれ、技術協力の後に「等」と入れて、それ全部かかりますよと。それ全てのマスタープラン調査の段階でSEAを適用しますという意味で書かれているんじゃないですか。さっきの図解を見るとそういうふうに読めるんですけども。

柴田委員 そうしたらもうここは単純に、その戦略的環境アセスメントではIEEレベルでこういうことをやっていきますというふうな説明にしちゃったほうが、すっきりします。

柳委員 そのほうがわかりやすい。

柿岡 すみません、今私の理解は、このスライドでいくと5番になりますけれど、この、ここでガイドラインが規定していることを戦略的環境アセスメントを適用しますということを最初の1文で書いていると。2文目は、この3.4の「(中略)戦略的環境アセス

メントを適用する」とありますが、ここの部分をもう少し詳しく書いていますので、そこをそのまま引っ張ってきているということ。つまり3.4のマスタープランのところを書いてあるということですので、特段何かここだけ特出しというよりも、ガイドラインに書いてあることを基本的に考えていると理解しておりますが、もし……

柳委員 だから、わかりやすく言うと、3.1の協力準備調査及び3.4の開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査において、ということですよ。戦略アセスを適用しますということですよ。

柿岡 はい。

柳委員 だから、それがわかるように書けばいいので、何かセクターとかプログラム形成とか、これを書いちゃうから何かわかりにくい。具体的に書いたんでしょけれども、かえって誤解を生むんじゃないかな。

だから、戦略アセスは両方にかかるということ、もうちょっと端的に書いたほうがいいと思いますけれども。

括弧書きにしたっていいですよ。協力準備調査、括弧で、協力準備調査のセクターやプログラム形成とか事業段階の上位の調査、これを括弧で閉じちゃって、それから開発計画調査型技術協力で。これは本格調査段階のマスタープラン調査に対して戦略的アセスを適用すると。

作本主査 これは完結しているんですよ。両方ともSEAを取り込むための道筋は明快なんですよ。次の5の後半のほうの、いわゆるIEEレベル以下の文章というのは、実際何をやってますかという、そういう具体的な内容の説明になっているから。

柿岡 わかりました。今のご議論を踏まえまして、別途修正案を考えることにいたします。

作本主査 そうすることで、では、次のほうに進ませていただきます。

3番はよろしいでしょうか。

清水谷委員 3番と4番を続けていきますが、先ほど7ページのスライドのところの説明をいただきましたので、この回答で理解をしました。問題ありません。

作本主査 4番のほうもよろしいですか。

清水谷委員 4番も、はい。

作本主査 それでは、次の5番、6番は作本です。

5番目も先ほど質問していた内容で、マスタープランとSEAの関係をどのように全体像で捉えたらいいかというようなことで、ちょっと同じような質問で、その角度からしたものであります。これは今の議論の中で、5番は片づいたと思います。

6番は、スライド14の中に「最低限考慮すべき戦略的アセスメント」という表現があったんですけども、これは何か「最低限」というのと、より高いものと何か区別するといえますか。

スライドの14ページのこのチェックの入った四角い箱の中なんですけども、読み

ますと「JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき、最低限考慮すべき戦略的環境アセスメントのプロセスは何か」という、プロセスの内容をちょっとまた後で疑問があるんですけど、「最低限考慮すべき」というのはこういうときに使って当てはまる内容なんでしょうか。ちょっと自分でも理解を超えているんですが、わからなかったので、これは質問させてもらったんですけども。

加治 これ自体は、先ほど柳先生からの議論もありましたとおり、多分SEAというものがまだ要するに世界的にもこれという確立したものがないというのは作本委員もご理解いただいていると思うんですが、その上でJICAとしては最低限というか、これぐらいは押さえておきたいというようなニュアンスを含めた意味で「最低限」という言葉を使っているのですけれども。

作本主査 そういうことって、今のお話聞いて、最低限配慮を実施するべきというレベルというか、戦略アセス的なという意味ですかね。

加治 そうですね。そのSEAという枠が、まだがちょっとしたものがない中で、JICAとしてはここまではやっておきたいということですね。

作本主査 一定の共通認識というのは、JICAの中で考えている一定の共通的な認識レベルというふうなことで、わかりました。どうもありがとうございます。

6番はちょっと意味を教えてくださいということですから、用語ですから、わかりました。

では、次の7番のほうに進んでよろしいでしょうか。塩田委員。

塩田委員 この業務指示書をまだよく理解しておりません。その業務指示書に基づいてコンサルに業務発注すると思いますが、ここに示されているような資格が明示されているかどうかです。回答には別に定めていないようですが、実際、実施するほうとしてはそのような方々も実施しているということで、これからもそういうことはありませんと、要するに資格云々なんていうのは別に考えていませんということですね、受けるほうはね。

柿岡 通常これは環境系に限らず、技術士を持っている方とか博士号を持っている方等は履歴書等に記載していただいています。そういった技術を持つことを示していただくことによってプロポーザルの評価のときに検討します。こちらからこれをしないと応募しちゃいけませんというような条件つきにはしていないということです。

塩田委員 どうしてこのような質問をしたかということ、国内では結構このような資格を持っていることが発注条件となっているものがあるので、JICAもそのようなことをベースにして、責任が明確になるような、実施するほうも明確になるような条件を付しているのかなと実は思ったので、質問しました。今の回答でわかりました。ありがとうございました。

作本主査 通常言うところのTORというのとは違うんですか。TOR、Terms of Referenceというのとまた違うものがあるかということ。

柿岡 業務指示書にこういう調査を行うという情報は、あります。

作本主査 あるんですね。

柿岡 コンサルタントの方はそれに基づいて、こういった調査を行うという提案を行うとともに、こういったメンバーでこの調査を行うかということを含めて提出してくるということになります。

作本主査 わかりました。ではこれは内容、今お話聞いたということでもよろしいですか。ありがとうございます。

では次の8番、谷本委員のほうからよろしくお願いします。

谷本委員 はい、これでわかりました。あとはこれがない場合幾つかない場合というのは、やっぱり指導されるということなんですね。ですから、これに足してくるということはもう当然あり得ると、個別のね。ということでわかりました、これは。

作本主査 ありがとうございます。

それでは9番の二宮委員、よろしくお願いします。

二宮委員 これ以前にほかのところもそうですけれど、今回の件もこの6ページのFAQですか、これを適宜修正するということが最終的な形になるんですか。

柿岡 はい。このワーキンググループだけではないかと思えますけれども、基本的にはFAQ及び……

二宮委員 ここに書いてあること以上のことが、もちろんFAQの背景にあるいろんな資料として今回の議論が結果として整理されるのであればそうしてほしいと思うんですけれど、ここに書いてあること以上のことが外には出ないということであれば多分この回答にしかなく、ステークホルダー協議という言葉が一つ入っているので、どういうふうにするか、どこでやるかということはわからないけれども、やりますという、やると書いてあるからそこは問題ないんですよというようなご回答になっていると思うんですけれども。

これは先ほどの清水谷委員の問題意識とか、作本先生のそういう質問、多分その次の柴田先生のところもそうだと思うんですけれど、どういうふうにするかというやっぱり議論をしないとイケなくて、それが今まで余りされていなかったもので、振り返ってみて、これから先どういうふうにやっていこうかという検討の材料をつくりましょうというような意味合いで、こういうコメントを残しました。

私は、先ほど柳先生がおっしゃった2段階というところでちょっと気づいたんですけれども、やはりIEEのところというのは今までは何か情報の少ないIEAみたいな感じになっていて、手法も何も余り変わらなくてそれで情報だけが薄いということで、余り意味がないというところであれですけれども、やっぱりその情報が薄いところでIEEをやって、そのIEEを使ってそれを少しもむというか、その中を少しその意味合いを明らかにするというプロセスが多分SEAかなというふうだと思うんですね。それが、先ほど柳先生がおっしゃったように、2段階目になるのかなというふうに感じました。それが、やは

り私はここに書いてあるように、ステークホルダー協議をSEA段階、IEE段階の初期の段階のところでどういうふうにやっていくかということを検討することで見えてくるのかなというのが、この9番のコメントの意図であります。

ですので、どういうふうにやりましょうということは、今までのこの5年間の経験の中でも幾つかその参考にすべき事例が出ていると思うので、そういうものをこれから5年後ぐらいにかけて検討するといいいのではないかというのがこのコメントの趣旨であって、この6ページのを文言をどういうふうに訂正するかという意味で言うと、多分このコメントを受けて何か訂正するという話にはならず、ステークホルダー協議への支援を行い、その結果を反映させますと書いてあるので、その懸念には及びませんというような、そういう話になっちゃうのかなと思いますけれど、そういう意図でございます。

作本主査 ありがとうございます。

どうぞ。

松下委員 FAQ自体を直接変更するコメントということだけでなく、今二宮委員が指摘された点が重要なポイントですから、後で委員からの提言とか意見という形で残しておくことは、多分検討すべきだと思います。

作本主査 今の松下委員のコメントというのは、全てがこのFAQにかかわらなくてもそういう参考になるようなものでも……

松下委員 ええ、今後検討すべき事項とか、考慮すべき事項としてリストアップして。

作本主査 ありがとうございます。

柴田委員ともかかっていることですが、いかがでしょうか。

柴田委員 そうですね。その、どういうふうにSEAをやるかの部分の中で、ティアリングについてはこのスライド15の(11)に含まれるということだったんですけども、何かこの(11)を読むと、そのSEAにとってティアリングって大事だと思いますね。結局その下のEIAの段階でこういうことが重要ですよということを指し示しているので。そのティアリングの中に、こういう評価項目が大事ですよ、あるいはこういう予測評価の方法が望ましいですよというのは書かれるのは書かれると思うんですけど、同時にそのステークホルダー協議の方針みたいなものというの、そのティアリングの中には入ってくるのかなと。要はそのSEAの段階では重要なステークホルダーが十分に特定できない、あるいは特定できたとしても、まだちょっと上位の段階で範囲も広いので十分なアプローチが現実的にできない。だから、それを事業化する段階では、少なくともこういうステークホルダーはちゃんと網羅して行ってくださいねということをEIAに向けてメッセージを残すという意味で、ティアリングの中にそのステークホルダー協議、優先プロジェクトのその後の進捗でとるべきステークホルダー協議の方針みたいなものが、この(11)の中にも入ってくるものだというふうに私は思

っているんです、ティアリングというのは。何かそういうニュアンスがわかるような書き方のほうがいいのかなどというふうに考えています。

これは、だから直接FAQを変えるとかそういう話ではないので。もし、この中でそういう合意がとれば、そういうようなノートをちょっと残しておいていただくと、よりいいのかなどというふうに思います。

何かそのティアリングといったときに、代替案と評価項目という予測評価のほうだけじゃなくて、ステークホルダー協議の方法についてもティアリングの中で扱うというか、書く場合があるということですね。

作本主査 どうぞ。

日比委員 すみません、私、後ろの18番が関連するところでございまして、ここは最初の定義を、ステークホルダーの定義を聞いているんですけども、定義がメインではなくて、むしろ特にこのSEAの対象になるような政策とか計画とかという段階の、そもそもステークホルダーが誰なんだというのはわかりにくいので注意が必要かなと。例えばちょっと今考えるに当たって、何かエネルギーマスタープランのような形で代替案として、じゃあ例えば水力と石炭火力と再生の何か風力発電があって、そうするとそれぞれ実施する場所も変わってくるので、当然そのステークホルダーは住民ステークホルダーという意味では全然違う人たちになりますし、あるいは気候変動問題を念頭に置くと、その施設ができることによる直接的な影響を受けるステークホルダーのほかにも、CO<sub>2</sub>が排出されて気候変動に影響を与えるステークホルダーというのが出てくるので、そういうことをどこまで含めるのかとか、そのステークホルダーというのをどう捉えてSEAの中に取り込んでいくのかというのがちょっと見えなくて、この15ページあるいは17ページあたりに、もう少しその辺まで掘り下げて検討する必要があるのではないかなと感じました。

作本主査 例えば、端的にこの6ページに示されているようなステークホルダー協議への支援という言葉だけでは網羅し切っていないという。あとFAQ、修正は先ほどはなくてもいいという言葉がありましたけれども、どうなんですか。支援ということは、また違うの。

日比委員 支援でもいいです。そこまで念頭に置いたステークホルダー協議の支援なのかどうかというのが、この資料とか、いただいた回答からは読み取れなくて、その点はちょっと危惧するかなと。

作本主査 それ、また後でFAQの戻ってくることもあるかもしれませんが、そのあたりの疑問を引き継いでいただくということでもよろしいでしょうか。

柳委員 ちょっとよろしいでしょうか。柴田委員の質問と、それからそれに対する回答は、僕、余りよく理解できていないんですけど、一般にティアリングというのは先行調査の活用を言っているのので、ティアというのは段階ですので、この先行調査をどの段階で活用してもよろしいとして事業者の負担を軽減しようという形で日本も

ティアリングを入れているんですね。それで、現行法でもその事業段階前手続でやった環境配慮書を、今度は方法書段階でも活用していいですよと。どの部分をどこにどう活用したのかというのを、その図書の中に書いていただければいいというのがティアリングだというふうに思っているのです。

だから、その柴田委員の質問とそれに対する答えは、そういう僕の理解からすると、スコーピングのことを言っているのなら理解できますが、質問も回答も両方ともよくわからない。それは先行調査の活用をどういうところに入れるのかということでは、11のところに入れるんですよというふうに書いているのかなとしか理解できないんですけれど、それはどの段階でなのか、制度設計の問題だし、それはJICAがどう考えて、ここにはこうやりますよと考えているということであれば、それはそれで理解できませんけれども。

加治 柳先生がおっしゃるとおり、我々としては恐らく日本の環境アセスのような、そこまで厳密な考えは現段階では多分持っていないですね。我々のティアリングというのは、まさにおっしゃられたとおり、例えばSEAもしくはマスタープランで得た情報等は、次のプロジェクト段階のEIAでも留意しながら、その情報も踏まえつつやっていきますという考えで今、回答させていただいております。

その点で言うと、15シートの(11)というところは、我々としては11のところはもうプロジェクトがある程度絞り込まれた段階での、詳細な意味のプロジェクトレベルのEIAぐらいで、それまでの調査でSEA等をやってきて、そこまでプロジェクトも特定されてきているのであれば、SEA等で把握できた情報も引き継ぎながら、特定されているプロジェクトがあればそこでも活用していきますというふうに今ご回答差し上げたところです。

なので、そういったちょっとばくっとした流れというか情報の活用という意味で返答を差し上げておまして、日本のように方法書等で次のドキュメントで反映してどこどこに反映するというような、そこまでちょっと厳格なことまでは、今はまだ考えてはいない状況です。

作本主査 「ティアリング」という言葉は使っているんですか、ガイドラインでは。

柳委員 使っていないですね、ガイドラインの中は出ていないですね。

作本主査 そこは若干、広く解釈できるように。

加治 ただ、一般的にそのマスタープラン等があって、そこから生まれるプロジェクトがあれば、その環境だけにかかわらず、もちろん使えるものは参照していくというのは当然のことだと思いますけれども。

作本主査 どうでしょう。このティアリングの考え方は共通するんでしょうけれども、手続的にそこまで取り込むのかどうかということ。こういうステークホルダーの場面では重要なテーマになるのかもしれない。

どうですか、ちょっとこの9、10、先ほどの18、このあたりは白黒つけがたい、つ

けられない形で、番号を進めていっちゃうようなことに今、なりかけてはいるんですけども。

二宮委員 先ほど松下先生がおっしゃったように、今回すぐというよりは多分もう少し先の課題なんだろうと思います。先ほど、2004年の検討結果が今のところSEAに関する基本的なきちと検討して整理されたものということで、それはそれで全く問題ないと思うんですけど、多分もう10年経っていますので、この段階でのその、例えば、多分そのときは上位段階って大体、開調で来て、それから円借款のような形で詳細な検討をするというような大体定番の流れだったと思うんですけど、いろいろ多様になってきていると思うんですよ。ですから、もしかしたら協力準備調査の中でもマスタープラン的なことをやらなければいけない状況が出てきているし、そのときにIEEをやっていなければ、上位の段階でマスタープランの枠に入る段階が来れば、マスタープランの中でも例えば少し具体の計画段階のものであってもIEEがやられていなければそこで改めてやるように促すとか、やり方はこうですよというふうに支援するとか、その枠をやっぱりつくりたいんだろうと思うんですよ。それが今ないし、またIEEとかSEAとかそういうこと概念自体も少しくリアになっていないので、その辺は、ですからここで2004年の研究報告書で書かれていること自体も少し、10年経ってこういうふうに解釈すべきではないかとか、2004年に検討したのを共通の理解としているけれども10年経ったので同じような検討をもう一回やってもいいかもしれないということで、こういう視点でリバイズしたらどうかとか、そういうことも、もし、この議論の結果、何かが出てくるといいのかなと個人的には勝手に思っていたのですが。

作本主査 そうですね。いわゆる調査報告書自体も、もう年数経っているわけですね。それでとまっているわけでありますから、私どもは少なくともこのFAQにどこまで入れるかということ、一つの狭い範囲ですけど、それを念頭に置きながら我々自身の考え方も非常に、動かしていく必要があるのかもしれないですね。ありがとうございます。

よろしいですか。今、ではこういうことで、そういう変化しつつある中で我々は議論しているということで、いきましょう。

では次の11番、清水谷さんのほう。

清水谷委員 11番は、7のスライドで既に説明をされたので、一応誤解が解けましたので、この回答で理解をしました。これは問題ありません。

作本主査 わかりました。

12番のプロセスというのもちょっと、作本の部分ですけども、流れである、手続であるという、大きく捉えていられるということで、回答わかりました。

では、次の13番のほうに移ってよろしいでしょうか。田中さんはまだ見えていないんですね。二つ続くのかな。今日お見えになる予定ですかね、田中委員。

では、後に回すということにさせていただいて、15番の日比委員のほうに。

日比委員 とりあえず、お答えいただきまして、わかりました。だから何かということ、今すぐにはちょっとまだないので、ご回答ありがとうございます。

作本主査 それでは、16番の谷本委員のほうに。

谷本委員 これもちょっと言葉尻で、両方とも考えられるんじゃないかなと思ったのでこういう質問をしました。回答、できるだけ選択肢をとということで、結構です。わかりました。

作本主査 それでは、次の17番がまた田中委員ですから後ということにさせていただいて、18番以降、また日比委員、よろしく願いいたします。

日比委員 18番は先ほどのとおりなんですけれど、これは……さっき言ったとおりではあるんですけれど、その上位計画段階のステークホルダー、どう考えていらっしゃるんですか。特に先ほどのようなケースとか。

柿岡 先ほどの定義から、では、SEAだからより明確な答えがあるかということ、実は明確ではないのかなと思いますが、この2004年の先ほど、若干時間は経っているものの、我々見ている中ではSEAそのものの考え方自体が大きく変わっているわけではないので、ほぼこれが活用できるかなと考えております。この中でもステークホルダーの範囲ということが検討はされているものの、ステークホルダー協議の対象となるのは現地ステークホルダーが主である。しかしながら、これはステークホルダーの限定を意味するものではなく、必要に応じて幅広い対象と協議のようなことを検討すると。事業による影響を受ける個人及び団体としては、事業によって直接的な影響を受ける対象者と間接的な影響を受ける対象者が挙げられるということで、いろいろと相手側と共同で検討整理するということがステークホルダー分析を行うことが一つの解のように書いております。結果としていろいろなセクターなり国によって違うかとは思いますが、ケースバイケースでステークホルダー分析をしながら適切な対応者を検討していくということで、柔軟に検討しているものだとして理解しております。

日比委員 わかりました。

作本主査 ちょっと言い遅れてすみません、今日の日比委員のところから、ステークホルダーの話ではありますけれども、いわゆる代替案との関連での話題にちょっと移りかけておりますので、前提が今までSEAとか何かとはちょっと動いてきて、代替案のテーマとのかかわりで今、議論をしております。

清水谷委員 一つ加えてもよろしいでしょうか。実は、やはり先ほど柴田委員がおっしゃられたことも重要だと思ひまして、ティアリングという意味では柳先生がおっしゃられたとおりの使い方が一番正しいんだと思うんですけれど、その階層別にどこまで考えられるのかという意味できちんと整理するということが重要だと思います。

それで、例えば26ページのスライドでいけば、ポリシーレベルのマスタプランをつくらないといけないときに、GNPの成長率だとかそういうようなところを例えば議

論しないといけないというようなことになれば、もうステークホルダーが住民でも、よくわからないという次元だと思うんですね。かなりその具体的なものがそのステークホルダーの身近なものにならない限りは、敏感に反応してもらえないし、余りにも離れていると興味も余りわからないというような話だと思います。やはりその次元のマスタープランといいますか、SEAをされるときの公衆参加というのは、やはり何か専門家であったり、その筋の専門家か、あるいはその将来具体的な計画に落としていったときにはこういうところの人に聞くべきだとか、そういう方針のようなものをまとめていくということも重要じゃないかと思います。

ですから、必ずしも熟度によって本当にどこがステークホルダーかというのがわかりにくかったり、あるいはその感度といいますか、そういうのもかなり影響されるものですから、そのレベルでわからなければわからない範囲で、次の具体的なところに落とす場合にどういうふうな方針でいくかというようなことを、その場で何か記していくような方針をとっていくということを、何かこの委員会の中で文言として残してほしいという気はします。

柳委員 ステークホルダーに関連して、最近、途上国のアセスの制度をいろいろチェックしていると、地元の自治体を必ず入れるということを明確に書いてある国はたくさんあるんですね。だから、ここの書きぶりというのは実態のことを余り、団体で読めるのかもしれないですけど、当該行政機関というのを明確に入れておいたほうがわかりやすいと思います。それは向こう側の相手国の国とは必ずステークホルダーの中にそれを入れると言っている国も多いので、そこが、こちらJICAのほうもステークホルダーの対象としてちゃんと明確に認識していますよということがわかるようなメッセージを出したほうがいいと思いますけれど。

一般にステークホルダーはそういう行政機関ばかりじゃなくて、当然地域の利害関係人である住民だとかNGOだとか、そういうようなのは当然含むというのは、それは共通の理解としてあると思いますけれども、地元自治体も必ず入れるということが重要なんじゃないかなと思います。

宮崎 JICAの案件の場合、相手国が当然のことながらカウンターパートで、その国レベルの場合もあれば地方レベルの場合もいろいろあるわけなんですけれども、相手、対象、カウンターパートがその国なり地方なりのことが普通ですので、もう何かステークホルダーというよりも、当事者です。

柳委員 当事者なんですけれども、当事者をちゃんと入れておくというのはね。逆に我々がいつも審査するときに、何、当事者ばかりじゃないのというところで、逆にこれは問題かなというところもあるんですけれども、向こう側の制度の作りからいくと、それをメインにしているところもあるんだということは忘れてはいけないのかな。そういう視点で申し上げます。

宮崎 柳先生も清水谷先生もおっしゃっていることに関連してですけれども、今回

は運用面の見直しを行っているわけですが、やはり、そのステークホルダーミーティングで入るべき対象が入っていないケースがすごく多いということなんでしょうか。物足りないということでしょうか。谷本委員はうなずいておられますけれども。やはり本来、この人たちが何で入っていないんだという方々が入っていないケースが余りにも多いということなんでしょうか。

谷本委員 と思いますよ。はい。

宮崎 そうですか。

谷本委員 招待されていないというのかね。情報がっていないというのものもあるし、場合によったら意図的に流さないこともあり得るんですよね。

清水谷委員 私もEIAレベルの事業において、何かそのステークホルダー協議がすごく偏っているのではないかという印象を受けた委員会は何回か、感じたことがありますけれど。

宮崎 SEAレベルではどうでしょうか。

清水谷委員 SEAレベルでは、まだちょっと記憶にないです。わかりません。

作本主査 ちょっと話、外れますけれども。要するに熟度がまだ完全でないというか弱い段階でのステークホルダーの範囲というのは、やはり難しいですよ。影響をうけるかどうかというところまでわからない状態で、ですからこの事業サイト、予定されているサイトがまだ選定前だったりしたら、またさらにわからなくなっちゃうということありますので、そのステークホルダーのこの特定では、場合によってはそれを、今のそこに住んでいる住人以外の自治体の人だとか、あるいは役人だとか、そういうような人もむしろ範囲を広めないという意見が集まらないということがあるかもしれませんね。熟度に段階がありますから、難しいですね。

いかがでしょう、今のところも。

それでは先へ、ちょっと時間の関係もありますので、進んでよろしいでしょうか。

また、谷本委員のところまでは、よろしいですか。

谷本委員 はい。19番いいです。

作本主査 それでは20番、二宮委員、よろしくをお願いします。

二宮委員 ステークホルダーの範囲については、私も今のいろんな方々からあった議論で、同じ考えです。上位のところではどういうふうな人をステークホルダーとすることによって、多分ステークホルダーって一つの言葉だけれど、意味は大分違ってくると思うので。

ただ、ここで言うそのマスタープランのAのところの、都市計画とか、ある特定の地理的な範囲が特定されているところで言うと、やっぱり多分その日本の地方公共団体が総合計画をつくるときのような形で基本構想と基本計画をつくったら、やっぱりタウンミーティングみたいなことをかなりきめ細かにやるんですよね。それを本当に小学校区とか中学校区単位でやって、ですから何十もというようなものになるんですけ

れど、多分それを1年とか1年半で日本のコンサルなんかはやるので、ローカルコンサルの人たちを使って戦略的にやれば、多分そういうことができるんだろうと思うんですよね。なので、そういうところでは何か、例えばそういうやり方を少し試してみるとか、そういうのだらうと思います。ただ、その交通だとか電力だとかセクターごとになると、かなり対象となる範囲が広がったりステークホルダーの特定が難しくなると思うので、それは課題だと思います。

このお答えで出ている、社会的弱者に配慮したということが引用されるということは、ここは多分EIAの議論のところやったことで、ここはもっと前段階をやっていますから少し違うのかなと思いますが。今、私が申し上げたいことはそういうことであります。

作本主査 よろしいですか、今のところで。

それでは、21番のほうに、谷本委員ですが、お願いします。

谷本委員 前にもちょっと次長とも雑談をしましたけれど、効果、効率ですよね。効率を求められるというのはものすごく今、発生していることなんでしょうけれど、やはり援助とか支援であれば、効果というところに着目してほしいなということで、こういうコメントをしました。

決して効率を無視してくださいというのではなくて、効果というんですかね。そのあたりをきちんと示してほしいという。これで結構です。

作本主査 それでは、次のほうに22番に。

二宮委員 これも今まで申し上げたことと同じ問題意識ですので、結構です。

作本主査 次の23番、柴田委員、お願いいたします。

柴田委員 SEAの代替案で採択される技術は、そのSEAを実施している時点で技術的に確立されている必要があるというふうにされているのですが、当然だからこれは事業化する段階でもっといい技術が出たときに、その技術を使っちゃだめだよということではないと思うんですけれども、何かこういう限定の仕方ってSEAの段階でそんなに必要なのかなというふうに思ったんですけれども。かといって、技術的に確立していないものを選ばれても、それは困るのは困ると思うので。このあたり、もうこの文言が常套文句ということなのでしょうかとこののを。

作本主査 私の次の24番も同じ趣旨です。代替案の検討というか、複数案と呼ぶかという、そういうのもあるでしょうけれどね、オルタナティブズですから。ただ、このときに技術的な側面というのは、これは考慮しないものなんですか。経済、社会、環境、これはもう考慮するのは当たり前、当然のことなのはわかるんですが、ここでも「等」も何も入れていませんから、しかもその直後にまた技術的な側面ということで触れていますので、明らかにこの技術的な側面はこの今の代替案比較の内容には入れないんだというようなことが打ち出されているような気がするんですけれども。そこまで強く言う必要はあるんでしょうか。

柿岡 申し訳ございません。強く言っているというふうに記載したつもりはないのですが、基本的にこちらも、ここに書いていることをそのまま活用させていただいています。この前提も、我々の議論の前提も、基本的には技術的検討はやっているという大前提がある上で、その技術的検討の上に環境社会配慮としての検討をするということを考える理解しています。技術の上にさらに技術を加えると、技術的検討をやった上でさらに技術的検討をやるのかという、何かイメージを持ってしまうのではないかと考えています。

ですので、当然やっている上で、環境社会配慮の観点ではこういうことを特に留意していくというのが今の理解です。

作本主査 どうでしょう、柴田委員。

柴田委員 私のこの現時点で技術的に確立されている必要があるという記述の部分に関しては、その意味としては技術的な検討を踏まえた上での案で、技術的に実現可能な案ですよという意味ですよ。だから、まあ、こういう書きぶりしかないということでは……はい、承知いたしました。

作本主査 どうぞ。

日比委員 すみません、ちょっとそれは私の27番もここに関連するところでして。ここも私も、確かにその事業実施あるいはその計画段階で確立されていない技術はどこまで検討するかという、あるいはできるのかという現実的なことがある反面、環境影響なんかが、長期的に固定化される可能性があったり、あるいは不可逆的な影響をもたらすと。それがひょっとしたら近い将来の、あるいはもう検討段階に入っているような技術や手法だけじゃないかもしれない考え方とか手法を用いれば、例えば一、二年経てば大幅にその影響が緩和できたのに、その時点の確立された技術ではなかったために何十年も影響が固定されるような技術とか手法、計画を選択してしまうことにつながる危険はないかという点は、この表現、書きぶりでは懸念するところだったんです。

作本主査 すみません、田中委員、今お見えになったところなんです、同じ趣旨のことを25番でやっぱり書かれているんです。技術的な側面はこの代替案検討のときに加えなくていいかという、そういうことを今ちょっと、同じことを二、三方は繰り返しているんですが。

田中委員 このスライド19枚目とか20枚目に技術面の加えていないというのは、それは意味があるということですか。意味がある、つまり、スライド19枚目の例えば、代替案の評価の重みづけに際しては、各項目が環境面、社会面、経済面の内容を網羅したものであると。技術面は網羅しなくていいと、そういう意図で落としているんですか。そういう意味合いでもありますね。

あるいはその上、この19枚目の「代替案を比較検討する際には、経済面のみならず、社会面、環境面を考慮し」、だから技術面は考えないということですか。

作本主査 これ、ガイドライン上こう書いてあるということから来ているんですよ、恐らく。事務局がどう考えるかどうかということは別に、ガイドライン上ここで特に技術は加えていないという。

柿岡 先ほどご説明したとおりなんですけれども、基本的にはこちらを活用させていただいています。

作本主査 そちらの報告書……

柿岡 その上で、我々の今の考えていることも、基本的には技術論はまず検討する。その上で環境社会配慮面を検討するに当たり、技術面で検討したことをさらに改めて技術的検討をするのかと。技術的検討を2回、3回繰り返すのかという意味では、そうではないんじゃないかと考え、あえて技術面を入れてないと理解しております。

作本主査 この環境のレビューする委員会とはまた別に、技術の委員会があるんですよ、案件ごとに。

柿岡 いえ、技術の委員会はございません。

作本主査 ないんですか。公害防止とかそういう技術的な。

柿岡 場合によっては国内支援委員会というものがあり、そのセクターについて議論をする、課題という意味で議論をする場はございます。

作本主査 どれが最適なのか、適用可能な技術レベルかとか、それ選ぶような議論は、ほかでもなされているわけですね。

柿岡 適用可能な技術というところは、課題ごとに検討している場合もあるかと思えます。

作本主査 わかりました。そういうことだそうです。このあたりはみんな、柴田さんが23、24、25、あと27、同じような質問でないかと思えます。一応、JICAさんの考え方を聞きましたし、報告書もそのように考えているというようなことがはっきりしましたので、次のほうに移らせていただきます。

次の26番、ちょっと日比委員のほうからお願いしてもよろしいですか。

日比委員 ここは何か言葉上の問題といえはそれまでなんですけれども、その「目標を最も効率的に達成する技術、施策を採用する」とあるんですけれども、代替案の検討に当たっての、要は代替案を構成する要素というのは、これで全て含まれるのかどうかというのがよくわからなくて、例えばその対象、施設であれば立地対象地域もあるでしょうし、それがこの「技術、施策」の中に含まれるのか否か。最も効率的に達成される案を検討するのかなというふうに考えたので、ここの「技術、施策」というのが何かよく、どういう意味というか、そこで全部含まれるのかというのが、教えていただければという意図です。

作本主査 ありがとうございます。いかがでしょうか。

「ご意見ありがとうございます」という回答。

日比委員 感謝されちゃいましたね。

作本主査 感謝されるということで。何か事務局のほうでコメントが、あればですけど。

柿岡 引用しているため、大きく変える内容ではないかと考えています。より「技術、施策」のほうがイメージしやすい、わかりやすいのかなという思いもあるのですが、いかがでしょうか。

柳委員 ここですけど、代替案検討するときに、BATを使うというのは諸外国はよくやっているわけですね。Best Available TechnologyかTechniqueというやつで、それでイギリスなどはNot Excessive Costといって、BATNEECと言っているんですけども、費用対効果の高い技術を採用すると。そのときに、現時点で確立するかどうかというのは余り要件にしていらないと思うんですけども、要は費用対効果が高く、かつ実行可能な技術というものを技術としては使ってくださいということを、多分ここで入れたかったんだろうと思うんですね、報告書のほうでは。それはヨーロッパで主流ですから。

だから、この環境緩和措置をとるときにも代替案の中に含まれると、そういうもので、少なくともBATが入っているというのは最低限必要ですねという意識なんだろうと思うんですね。ここにそういうことで書かれているので、ただ、現時点で、さっきも議論になりましたけれど、確実かどうかというのは、かなり技術的には確立とは言えないけれども挑戦的な手段を使うということだってあり得るわけですね。それが成功するかどうかは別にして、そういう意味でチャレンジをさせていくというのは、それなりに意義があることかなと思っていますけれども、ここで書きちゃうともうそういうのは要らないよということになってしまうので、そういったものを排除することはないんじゃないかなと思いますけれども。

田中委員 一つ手前の議論に戻るんですが、スライドの17枚目に代替案の検討条件というのがありますよね。これ3項目並んでいて、3項目めは、代替案というのは環境社会配慮面に加えて技術面と経済面のこの3側面から行うという、こういう前提があるわけですね。それが前提で、以下、代替案の比較検討がこれ行われてくるわけです。検討項目を設定したり、あるいは評価軸を設定したりしていくと。そうすると、先ほどの一つ手前の議論は、例えば代替案の比較のときに、具体的にはスライド19のときに、これは「環境社会配慮の観点を踏まえた代替案を比較検討する際には」ということで、これ環境社会配慮の観点は入れ込んでいるわけですが、そういう比較検討する際には経済面のみで、ここは社会環境面を考慮した何とかかんとかということで、それぞれのバランスを考慮しながら検討すると、こうなっているわけですね。

環境面を考慮するというのは、そもそも環境社会配慮の観点を踏まえているのでそれは当然のことだと思いますが、この代替案の比較検討のプロセスの中に技術面の考慮はしなくてよろしいか、というのが、多くの委員が出された疑問じゃないかと思うんです。それは、いやいや別に技術的観点がなされている前提ですと言うんですけど、

それは、むしろ環境社会配慮の観点を盛り込むことが前提で、その上で経済面や技術面を含めて実行可能性であったり、今のお話のような最良な技術が適用されているかというのを検討すると、そういう趣旨じゃないでしょうか。というふうに私は理解しましたが。

なので、19ページのところであったり、あるいはその下の重みづけのところですね、20ページの。これ技術面の重みづけがないと、技術的にある意味、これと言えば本当にその実用的でない技術というか、そういうことが考慮されることになってしまうんじゃないですか

この点は、少し考え方を整理してもよろしいかなと思いました。

作本主査 今の田中委員がおっしゃったように、私も17枚目のこの「検討条件」というのはかなり強い表現で出されているので、技術を含むんだなというふうに読んでいくと、途中から19枚目のスライドで入っていないやという、そういう認識を持ったのを今でも覚えています。

これ、スタンスがちょっとはっきりしてないのかもしれないですね、見比べた限りでは。

ここは恐らく考えを統一されたほうがいいですよ。今の技術面要らないという、そういう説明も聞いていてわかりますけれども、17枚目のスライドがどこから出てきたのか、あるいは19枚目のスライドがどういう情報から、さっきの現地調査報告書から持ってきたのか、ちょっとわかりませんが、片一方では技術検討、技術面を含むと言いながら、17枚目の2番目ですね。19枚目はやっぱりそれを入れないよと、外すよと言っているようなニュアンスが強いので、どちらかにスタンス統一しましょう。技術を外す場合には外すなりの、それだけの、もう既にほかで検討しているとか、きちんとした理由を考えると。あるいはBATですよ。そんなことを組み入れた上でどうするかという感じがいたしますけれども。

ちょっと申しわけありません、田中委員、今幾つかこの番号以前にも出していただいた質問等については、ちょっと後でまた遡るということでもよろしいですか。

田中委員 はい、わかりました。後で結構です。

作本主査 ありがとうございます。

それでは、今のところ難しいですけど、この技術的にということを入れるほうにするのか、入れないほうにするのか、立場をはっきり決めましょう。ガイドラインがどう書いてあるかということも、もちろん大前提になるかとは思いますが、そういう整理の必要があるかと思えます。

それでは今、日比委員の27番までは、もうよろしいですよ。

日比委員 その26の、言葉の問題ですけど「技術、施策」のところって、いかがでしょうか。言葉上の問題だけなのかもしれないですけども。

作本主査 技術と施策の部分が「案」という言葉になったほうがいいということ

すね。

日比委員 ええ。この文章はその「代替案の検討に当たっては、環境社会配慮の観点からも達成すべき目標を設定して、目標を最も効率的に達成する技術」、要はここで言おうとしているのは多分、環境社会配慮の観点からも達成すべき目標を設定して、それを最も効率的に達成する代替案を検討せよという意味だと思うんですけども、その目的語、主語……その「代替案」が後ろでは「技術」と「施策」という言葉に置きかわる理由が、すみません、私の理解不足なのかもしれないですけども、よく理解できなかったの。

作本主査 上から三つ目のポチですよ。

日比委員 そうです。

作本主査 その後半部分。「目標を最も効率的に達成する技術、施策を採用する」というふうに書かれております。

日比委員 もとのガイドラインから引用されているということは理解するんですけども、とはいえ今後の運用方針ということですから、この言葉で例えば代替案の中の全ての代替案を構成する要素が含まれているという理解でいいのかどうかということ。それがちょっと明確にわからなかったの。

「施策」というのが何を指すのかも、ちょっとわからないんですけども。

作本主査 ここで技術、入れちゃっているんですね。

日比委員 技術、まあそうなんです、そこも入っているんですけども。

作本主査 技術はここでも入れちゃっていますね、内容にね。

これで採用する、確定するという意味じゃないということですよ、まだ案の段階であるという考え方ですね、今、日比委員のおっしゃっているのは。

日比委員 そうですね。ただ、私が気にしているのはその、要は「目標を最も効率的に達成する」要は要素として、技術とその施策以外は検討しないのかという意味なんです。

そもそも、ここの技術とか施策が何を含む……技術はまだ何となくイメージはできますけれども。

松下委員 よろしいですか。

作本主査 お願いします。

松下委員 技術、環境面、社会面、経済面、技術面の検討ですが、スライド24で研究会報告が引用されていて、そこで一応流れが整理されていると思うんですが、(3)で「JICA環境社会配慮ガイドラインの主旨に従うことにより、代替案の検討条件は常に経済面と合わせて、環境面、社会面での検討が必要となる」というのまで言って、書いてある。その(4)番で、「代替案の検討条件は、調査段階によって異なる」ということで、初期段階の検討条件として、「主な検討条件は、政策、及び社会経済分野、環境分野、技術分野、土地利用計画等に関する戦略、等である」と書いてある。それ

から、( )のほうで後期段階の検討条件として、「主な検討条件は、技術面、コスト面、立地条件、各プロジェクトの実施スケジュール、等である」と、こういう形で一応ここで整理されているので、これをベースにしてもう一回整理し直せばいいのではないかなと。

作本主査 そうですね。これで各段階ごとのその取り込むべき条件、検討すべき条件というのは個別具体的に書かれていますよね。調査報告書のほうからのこれを承認するというのを我々、この場ではですね、尊重するという事になれば、そういうことになるでしょうね。

今の松下委員のご意見に沿った形で、技術分野というのも入っている、技術面というのも入っていますので、これと合うような形。ただ、ガイドラインはもちろん一番最初に確認していただいて、言及されているかどうかは当然ですので、そういう形で、では進めるということにさせていただきます。

それでは、27番までが一応終わりましたので、28番、不確実性のところで、谷本委員お願いします。

谷本委員 基本的には選定されないことで、まだ余裕を持たせているということで、これはこれで、そういう考え方もあるんだなとは思いますが。これは、わかりました、これで結構です。

作本主査 ありがとうございます。

同じ趣旨かと思いますが、田中委員のほうからも不確実性の質問が29番で出されていますが。

田中委員 これは予防原則に基づいて取り扱うというんですが、これはどういう意味ですか。説明が書いてあるんですが、ちょっと大丈夫ですかね。

作本主査 では、ちょっと予防原則のほうは後にしましょうか、また。ごめんなさい、私も似たようなのをちょっと質問。

では、申しわけありません、ちょっと私失礼しまして。では、今の谷本委員のところのまず、こちらだけについて限定して。「方針とする」という、余裕を持たせた表現にするかどうかという。

宮崎 もうご了解いただけたという理解ですが。

作本主査 よろしいでしたか、これ。

谷本委員 はい。そういうこともあり得るということですよ。

作本主査 わかりました。失礼いたしました。

では、それでは29番、申しわけありません、今、予防原則の話が出て、田中委員の29番でありますけれども。

田中委員 これですが、ガイドラインに可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討するという、この「予防的な措置を組み込んだ」といったときに、これは一般的に、まさに予防注射の予防であったり、あらかじめ、未然防止よりもうち

よっと広い射程ですね。まさにインフルエンザになるかどうかわからないけれども、一歩先に出て予防注射を打ちましょう、そういうのが予防的措置というんですね。

予防原則の意味は、少し違うんだと思うんですよ、概念が。非常に科学的に不確実であっても、例えば本当にそのことが起こるかどうかわからない、しかしそのリスクはある、例えば地震みたいな話ですよ。地震もかなり最近、確実だと言われているのかな。津波でもいいんですけれども、それこそ1,000年に1度とか、そういうリスクがあるときに、そのリスクの程度に応じて対応していくという話が、予防原則の考え方だと思うんです。

こういう不確実性の取り扱い、例えば生態系の変化だとか健康被害とか、これは予防原則というよりも、かなり確実な話で、こういう事業を行えばこういうことが起こり得ると、しかしその程度がわからない、被害の範囲がわからないとか、明確に特定できないとか、そういうことを取り扱う意図だと思うんですね。影響が出てくることはわかるけれども、しかしその範囲や被害の程度、その量や質がまだ十分予見といえますか定量化できない。そうしたときにどう扱うかという話だったんですね、この不確実性の高い項目の取り扱いです。

だから、これは予防原則に基づいて取り扱うというのは、僕は予防原則の読み方を誤っているんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがですか。柳委員はよくご存じじゃないかな、予防原則だとか。

柳委員 スライドの33の話ですよ。その不確実性の高い項目の扱いは、だからこれは多分、未然防止原則ではなく予防原則に基づいて扱って下さいということを書いてあるわけですよ。

それで、予防原則自体は政策決定権者が意思決定に当たって、まだ遭遇したことのないようなものに対してでも意思決定を避けてはいけないよということなので、ほとんどわからない未知のものに対しての意思決定を求めるものなんですよ。

だから、もう未然防止ってある程度もうわかっている、例えばエボラとか、もうわかっているわけですよ。だから、ああいうものが発生する前にどういう措置を講ずるのかというときに、予防原則を適用しろというような話になるわけですよ。

だから、これは、かなり事業者側のなかなか理解……考え方としては非常に先覚的な考え方なので、それは望ましいとは思いますが、どれだけ理解されるのかなというのがちょっとわかりにくいかなと思うんですけど。

田中委員 そう、33のことを言えば、多分この考え方はもうちょっと慎重に考えたほうがいいというふうに思うところです。これ何か研究会からの提案のようですが、やっぱりそれは予防原則のことが理解している人が入ってやったのかな、これ。やったのかどうかわかりませんが。

柿岡 原科先生、村山先生等が関わられています。

田中委員 これ確認してみてください。本当にこれでいいですかね。予防原則は、

例えば、今のことで言えば電磁波みたいな話とかね、電磁波影響というのは非常にまだ確実かどうかわからないけれども、しかし一定の懸念は一部でされているわけですね。

作本主査 あと、有害化学物質ですよ。

田中委員 有害化学物質も。

作本主査 この化学物質とか薬は、危ないのかどうかぐらいの、安全性ぐらい調べてよというときに、予防原則として。

田中委員 有害性が特定されているわけではない化学物質のことですよ。

作本主査 でも、予防原則というのは、今はなかなかで、まだ学会等でも議論されていますね。

柳委員 例えばナノ物質とか、ああいうところですよ。

田中委員 本当に健康影響が出てくるかどうか、まだよくわからないんだけど、そういう問題を扱う場合に予防原則は確かに使います。

繰り返しますとね、この項目の例として挙げている生態系とか健康被害、安全とかね、こういうのはプロジェクトの実施になれば、それなりに影響が出てくる。つまり、影響が出てくるということで項目になるわけですね。ただ、その影響の範囲だとか程度だとか、あるいはどこまで広がりがあるとか、影響の時間でどのぐらい残るとか、そういうことがまだ特定しがたいんですね。定量化しがたい。そういう項目に対してどう扱うかということなんです。

この種の問題を、予防原則で扱うというのは少し行き過ぎというような気はしまして、もしそういうことであれば、予防原則ではなく、ここで言えば事後モニタリングとか、それからきちんとした環境の状況に応じて対処していく、順応的管理という、そういうことのほうが何か適切ではないかなと思いました。

松下委員 むしろ回答で書かれているように、JICAガイドラインの言葉を引用して、それで不確実性が伴う、大きいと判断される場合には、可能な限り予防的措置を組み込んだ環境社会配慮を検討しますと、そういうふうにしたほうがいいですね。

田中委員 それならまだ分かりますね、予防的措置ならまだわかります。

松下委員 ちょっとね、予防原則をいきなり裸で引用すると、いろいろと。

田中委員 そうです、そうです。別の概念が想起されてしまいます。

松下委員 議論を呼んでしまいますね。

作本主査 今、学会なんかの予防原則って本当に確立しているのかというところで、むしろ否定的な意見のほうが強いんですね。むしろプレコーションよりもメジャーズとか、そういう言い方で言いかえて、そこだったらまあ安全圏でみんなも共有できるだろうという言葉を使っていますね。予防原則というところまで言っちゃうと、ひと飛びに先へ行っちゃったなという感じがするという。気持ちは同じなんですけどね。

柳委員 だから、方法論をもしここに入れるんだったら、その(2)のところは、不

確実性の高い項目の取り扱いは、その類似事例の検討などとか、そういうようなことを入れて、それで検討しなさいよということだったらわかると思うんです。

作本主査 この場合に、予防措置も合わないんですね、用語としては、予防的措置でも。類似例の今のこれ、何か予防原則に置きかえる適切な言葉はないですかね。先ほど田中委員からも……

柿岡 もし、ガイドラインそのものを生かすほうが誤解がないということであれば、あえてここを書かずに、もうガイドラインがあるので、削除というはいかがでしょうか。

作本主査 そうですか。

柿岡 もし誤解を招くようであればですけど。もともと、こちら旧JICAのガイドラインの中で類似のところを引用しながら整理されているのですが、仮にもうガイドラインに書いていることで十分だということであれば、あえてJICAの運用方針として新しく書く必要もないのかと。逆に書くことによって誤解を招くのであれば。

作本主査 誤解を招く可能性ありますね。よろしいですかね、そういうニュアンスでね。わかりました。では、そういうことで皆さんよろしいかと思えます。

それでは、時間も3時40分ですけども、次のほうに進ませていただきます。

それと同時に、今の予防原則のところは私の32番も同じ趣旨です。予防原則という言葉はという。

次の30番のほうの柴田委員のほうに、30番、31番、続けていただければありがたいです。

柴田委員 31番に関しては、今の議論の流れを受けて、承知いたしました。

30番についてなんですけれども、スライド20のこの上のボックスのところ、何か「検討し」というときに、ここだけ「十分に検討し」という3文字が出てくるんですね。ほかには十分に検討しないのかなというような印象なんですけれども、何かこの「十分に」の3文字の意味が、ご回答を拝見するとステークホルダーの意見がきちんと反映されていることを評価した上でという意味が、この「十分に」の3文字に入っているということです。そういう主旨でしたらこのままで結構かと思いますが、ここだけ「十分に」と入っていたので、何か特別な意図がおりなのかなというふうに思って、ちょっとコメントと質問という形でいたしました。

作本主査 「十分に」と、ないとちょっとこの文章が語調が弱まるんですね。「評価軸を検討し」だけだとちょっとトーンが弱いのかなという感じで「十分に」と入っちゃったんでしょうね。

何かいい、わかりやすい、これほど強く言わなくてもいいのかなという表現があればいいですね。

柴田委員 まあまあ、言っても問題ないかとは思いますが。

作本主査 入れてもいいですか。よろしいですか。それで。

柴田委員 これも何か報告書のほうが、「十分に」と書いてあるわけですね。

柿岡 活用させていただいております。

柴田委員 承知いたしました。

作本主査 わかりました。それでは、すみません。柴田委員の31番で、32番済みで、33番、了解です。

34番と35番、清水谷委員からお願いします。

清水谷委員 34番なんですけれども、この回答については、ちょっと私はまだ納得しておりません。私の質問は、途中でスライド7での説明でJICAが考えているマスタープランとはどういうものかというのはわかったんですけれども、それははっきり言ってその具体的にマスタープランをつくる時には、具体的に一つの計画をつくるとか構想をつくるとか、そういう一対一の対話だと思っんですよね。次にスライドの24のほうは、一つのマスタープランをつくる段階で初期段階と後期があって、そこでそれぞれ違う種類の代替案が出てくるということなんですけれども、そういった意味ではちょっと整合性がとれていないのではないかと。一つ懸念をすることは、一つのマスタープランをつくる時には、やっぱり一つの代替案で、それで1回のSEAのプロセスといえますか、そういうものがあるべきで、一つのマスタープランをつくるに当たって何か2回、例えば24ページのスライドでいけば、その(4)の( )と( )のところでは、一つのマスタープランの初期段階と中後期段階という形で二つに分かれて代替案が違うというようなことになっていると、一つのマスタープランをつくるのに2回SEAのようなことをやるんですかというような形に見えるんですね。

そういった意味で、JICAさんとしてはどういうふうに、具体的なマスタープランを一つつくるに当たって、何回代替案の検討といえますか、SEAのサイクルを回されるつもりなんですかね。

柿岡 まず、この24ページ目のスライドと26ページ目のスライドという意味では、まず24の(4)の( ) 調査の初期段階の検討条件というのは、開発計画の戦略シナリオに係る代替案の検討とございますので、26ページでいきますとプランにおける代替案をイメージしていると理解しております。

24ページの(4)の( ) については、プロジェクトを実施しない案を含むプランの代替案。プランの代替案ということからも、26ページでいきますとプログラムの代替案の話と。その下、24ページの3番目ですがF/S段階ですと、プロジェクトの代替案という個別の話になりますね。こちらは26ページでプロジェクトということで、そういう意味での整合性がとれているのではないかとというのが、この回答案となっておりますけれども、こちらはよろしいでしょうか。

清水谷委員 はい。最初の7ページのスライドを見たときに、JICAさんがつくられるマスタープラン、具体的な一つのマスタープランを作成するに当たって、その書かれている中身が構想部分もあれば、何かその三つの段階の全部含まれたものを一つつ

くられるのではないかというようなイメージがあったんですね。でも、先ほどの説明の中では、これはマスタープラン、カバーすべきところはこの範囲を全てカバーしていて、具体的なマスタープランをつくるときはそのどこかであるという説明だったと思うんです。そうすると、マスタープランを一つつくるに当たっては、やはりどこかのマスタープランの成果というような計画をつくるとか、基本計画なのか、一つになるので、そういった意味では代替案、具体的な一つのマスタープランをつくるときに毎回、次元の違うマスタープランをつくられるのでしょうか。

スライド24の説明でいけば、一つのマスタープランをつくるに当たって次元の異なる代替案をそれぞれ1回ずつ、トータル2回つくられるような印象を受けるんですけれども、果たしてそうなのでしょうか。

柿岡 基本的には、重点を置いているところがあるかと思いますが、プログラム重点であれば、そういったマスタープランで1回、代替案の検討をやっているのではないかと考えています。

清水谷委員 そうすると、スライド24で示されている書き方というのは、矛盾が出てくるということですよ。

柿岡 調査段階によって異なるという意味では、この調査の定義によるかもしれませんが、プラン段階、プログラム段階で異なるという意味では、同じようなことかと理解しております。

清水谷委員 というか、マスタープランの初期段階ということは、一つのマスタープランをつくる場所の、一つのプロセスのうちの最初の一部分でというような意味でしょうか。それとも、マスタープランにもいろいろ熟度が違うマスタープランがそれぞれあるので、熟度の低いマスタープランに対してはこちらのやつだと、初期段階のやつを適用して、熟度の比較的高いマスタープランをつくるときには、この中後半の後期の代替案を適用するという意味で言っておられるんですか。

柿岡 はい。プランレベル、プログラムレベル、プロジェクトレベルというようなイメージと理解しています。

田中委員 これは今、多分清水谷委員がおっしゃられるのは、24の(4)の( )初期段階というのは、これで言うと26のポリシーとかプランとかそういう段階のことを指しているという意味なのか。そうではなくて、何かある想定したプラン段階の何か調査をしていく中の、その初期の話なのか。あるいはその調査の中の後期の話なのかね。どちらを言っているんですか。

柿岡 調査の初期段階という、ここで言うのは先ほど申し上げた戦略シナリオから代替案の検討でございますので、26ページでいくとプランの話だと理解しています。

田中委員 プランだとか、だからポリシーとかプランのレベルで。

柿岡 というふうに理解しています。そういう意味で関係、同じような話題ではないかと考えております。

田中委員 そうすると( )は、これプログラム段階ということですか。

柿岡 はい。プラン、プログラム、プロジェクトということで、( )、( )、( )と。

清水谷委員 そういう意味であれば、意味わかりました。

田中委員 そういうふうに明確に書いてもらったらいいいよね。プラン段階、プログラム段階、それからF/Sというのは、これプロジェクト段階の代替案のことだと。

柿岡 はい。

田中委員 そういうことであれば了解しました。

清水谷委員 意味がわかりました。

柿岡 今申し上げたように戦略シナリオに係るということで、読めばわかるという  
と恐縮ですけども、今ご説明したとおり、これ自身は報告書の抜粋になりますので、  
別添としてつけているのはその抜粋しているところのため、確かにわかりにくい点  
はあるかと思えます。

作本委員 そういう趣旨ならあれですね。

清水谷委員 両方とも了解ですね。わかりました。それであれば、わかりました。

作本主査 報告書からのコピーですものね、ここはね。

柿岡 はい。

作本主査 これを修正することは。

ありがとうございます。今のような整理だとわかりやすいと思えますね。

では最後、とりあえずの35番、お願いいたします、二宮委員。

二宮委員 これは一つの例という方法ですけども、今までのところで言うと余り  
EIAのところと変わらない手法での重みづけをしているような印象があったので、先ほ  
どの議論に戻りますけれど、IEEのところでは少ない情報で手に入るものを集めた、その  
情報を使ってEIAの具体的な情報があるところと同じ料理の仕方をしてても多分余り意味  
がないので、そこで、先ほど申し上げたのはステークホルダー協議みたいなことを、  
少なくとも都市マスタープランのようなことの中には、特定の範囲の中でローラー  
的にかけて、余りAとかBとか重みにこだわらないで、例えばスライドの32のあたりで  
議論されていますけれども、KJ法とかPCM手法も使ってというような言葉もあります  
ので、ローカルコンサルの人たちに集まってもらって、5人だか6人だか、そういうス  
テークホルダー協議にかかわった人たちの中でブレインストーミングみたいなものを  
やって、このマスタープランを検討する上で非常に重要な議論のポイントは何かとい  
うことをもう少し定性的なところで引き出すということもできるんじゃないかなとい  
う、そういう提案の意味もあって書きました。

ですので、一つの方法として説明されているということであれば、別の方法も検討  
の余地があるというふうに解釈できるので、これは直接このFAQに反映するものでは  
ありませんけれども、そういう視点でここも検討していただきたいなと思えます。

作本主査 今回のこれも報告書に対する、また意見ですよ。

では、ありがとうございます。報告書もやはり変わっていかねばいけないということでもありますね。

柳委員 報告書はかなり先駆的、それから意欲的な取り組みなんですよ。だから、それに基づいてやると、実態と合わないのですごく苦労します。それはちょっと念頭に置いておかないと、ちょっとJICA大変なんじゃないかなと思いますけれど。将来こういう方向に段階的に行くという方向性を示したという報告書としては非常にすぐれたものだなと思いますけれど、そのまま持ってきちゃうと大変です。さっきの予防原則しかりなんですけども。非常に、そういう方向に早く日本もなってほしいなと思いますけれど、なかなか難しいと思うんです。

作本主査 ありがとうございます。なかなか実際の場面は難しいことがある。

それでは、ちょっと戻らせていただきますが、13、14、17は田中委員、ちょっと飛ばさせていただきますけれども。

田中委員 ありがとうございます。

この13は、代替案がスライド15の項目立ての中で、2番で出てくる代替案と8番で出てくる代替案は違うということなんですね、これ、回答を見ると。

つまり、2番で出てくる代替案の検討という、その代替案の中身と、8番で取り扱う代替案の中身は、同じものでしょうか、違うものでしょうか、そういう質問でもあるんです。これは違うんでしょうか、どうでしょうか。

加治 これ、実際は同じというかですね。2番のほうは代替案をイメージでいうと列記するというカリスタアップするようなイメージでおりまして、その後いろいろ調査をかけ、8番目のところでその調査データ等を考慮して、そのリストアップした代替案の評価を行うという……

田中委員 だから、この2番で検討した代替案が、8番の比較検討のところに流れていくというか、そこに移行していくんじゃないんですか。

加治 まあ、そういうことですね。

田中委員 そういう理解です。

柿岡 はい、時系列的には。

田中委員 ですから、まずその政策、計画の目的、目標を検討し、それを実現するための経済面、社会面、環境配慮面ですか、さまざまないろいろな側面から見た実行可能性のある案をつくる、複数案をつくる。それを置いておきながら、いろんなベースラインであるとか、あるいはスコーピング等を行って少しずつ絞り込んでいって、ここで言う7番、8番のようなことをやるわけですね。影響予測、評価、あるいは緩和策も検討するかもしれません。その中で、先に検討しておいた幾つかの代替案を比較検討する。そういうプロセスになるわけですね。

そこで気になりましたのが、諸制約の中で目的を達成するための代替案の検討って、

代替案というのはそもそも、このプロジェクトの目的や目標が設定されているものがあって、その目的を実現するためにつくるということだと思っんです。だから最初から、目的を策定しないような案をつくってもしょうがないんですね。

そうしたときに私が気になったのが、これは後でも出てくるんですが、ゼロオプションというのは実は何もしない案、何もしない案ということは目的が実は実現しない案なんです。目的を実現しない案を最初からつくるんですかと。それを比較検討の対象にすることの意味があるんですかと、こういうことだね。

私のこの13番と、端的に言えば17番かな、その関係の意味なんです。そもそも、これだけの調査をして、あるお金をかけて調査をして予測評価をする、調査というかね、現地調査も含めてでしょう、何千万もかけてやるわけですよ。それは、ある事業目的を達成するための準備なわけなんです。そういうときに、そもそも事業目的を達成しないような案を、まさにここで言うとダミーの案をつくって、それで比較検討しましたというのは本当にいいのかねという気はしました。それを代替案の一つとして位置づけていいですかねというの、以前からずっと思っていたことです。

だから、17番の話でもあるんです。ゼロオプションというのは事業、プロジェクトを実施しない案だと。事業を実施しない案ということを採用する場合には、事業目的が達成されないんですから、それでも、それも一つの案ですか、立派な代替案と見ていいんですかと。比較検討して、実はそこに行き着く可能性がある、と、何もしないのが一番環境社会面からよかったとか、経済面からよかったとか、そういう話になるかもしれません。それでもいいんですかと。そういう話でありますね。

作本主査 事業者はよく出してくるんですよ。最初から三つぐらい用意しなきゃ形が整わない場合には、実現するつものないような案をちゃんとまぜてくることは、よく見るんです。

柳委員 基本的にゼロオプションの考え方で、人によっていろいろ捉え方が違うのかもしれないですけど、もし何もしないというときに、どういう社会経済的な影響があるのかということとをきっちりと評価するというのが、ゼロオプションの一つの目的なんだと思っんです。何もしなければどうなるのかとか。

田中委員 僕は、それはまさにベースラインの評価という話だと思っんですよ。ベースライン。現状が今どうなのか。あるいは、このままで、20年後どうなるかという話と、今の時点をどうするか、その二つの基点があるんですが。まず20年後何もしないとどうなりますかというベースラインがあって、そこでこういう改善を図る案をつくり出すということ、そういう比較かなと思っんです。

だから、その代替案の中にゼロオプション案、何もしない案を入れたほうがいいのかどうかというのは、少しこれは検討したほうがいいんじゃないかと思、これは問題提起です。今までのガイドラインに含意されていることを変えることになるかもしれないので、慎重に考えなくちゃいけないのですが、問題提起としてそういう趣旨で

す。

柳委員 多分それは事業の、やっぱりこういう事業をやりたいというとか、こういうことを検討したいという、そのための理由づけとして、説明責任としてこういうことをやると、それは現状はこうだからというところを十分検討すると、それがゼロオプションだというふうに考えれば、それは必要だと思うんです。必要性を強調するためには、やっぱりそういうことをきっちりと事業者が述べるということを、調べた上で述べるということは重要だと。

田中委員 だからそれはベースラインの検討ですね。ベースラインを明確にした上で、ベースラインがどこにある、どのレベルにあるかということを検討することは重要で、その上で事業案ね。事業を幾つかの組み合わせであったり、ルートであったり、あるいは技術であったり、そういうものを組み合わせることで複数の案が出て、それらを比較検討する。それで事業の目的を達成する、その前提としてはもちろん現状のベースラインとの比較を行った上です。またそういう検討プロセスではないかなと思うんですね。

作本主査 事業実施したら改善される点がこれだけありますよというときに、ゼロと、全くしない場合とした場合、道路をつくる・つくらない、どちらがいいですかといった場合、しないとこれだけ混雑出ますよ、改善効果はやっぱりありますよというときに、このゼロオプションの意味があるんじゃないかと思うんですけれども、具体的に実施可能なような案を並べたときに、その中に今みたいなのが入っていたら、代替案というものにはちょっと恐れ多いかもしれないですね。

田中委員 日本の国内の例ですけれど、環境省と意見交換をしたことがあって、環境省の場合にはこういう考え方があるんですね。つまり、ゼロオプションというのはつくるんですが、その場合は何もしない案ではないと。ここでは掲げていないけれども、例えばアセスメントの対象にならない規模であったり、あるいは事業を組み合わせることで目的を達成する案。例えばそのダムをつくることで流域を治水する。その治水ということが目的の場合に、他の事業案として小規模なため池をたくさんつくる計画案がある。そうするとアセスメントの対象にならないけれども、そういう事業をとれば事業の目的は達成する。だから、同じ事業の目的を達成するときに幾つかの迂回ルートがあるけれども、アセスメント上で例えば大きなダムをつくるとか、堤防をつくるとか、そうした案のやり方と、そうではなくてアセスメントの対象にならないけれども、事業をして目的を達成する案がある。その場合に、そちらをゼロオプションというんだというふうに、定義しているんですね。だから、何もしない案というのは、これはゼロオプションとは言わないと、それはベースライン、現状推移、現状のトレンドだということですね。そういう問題提起です、これは。だから、少しお考えになっていただいたらいいかなと思いました。

柳委員 ゼロオプションについて、これ報告書が出ているやつですよ。ガイドラ

インには触れていない。触れていましたっけ、ゼロオプションを含むって。

宮崎 ガイドラインでも、代替案の検討で書いてあります。

柳委員 だから、そこで言うゼロオプションとは何かというね。環境省的な考え方なのかどうかと明確にしておかないと、それは誤解は常にあって、やっぱりゼロオプション要らないという議論につながってってしまうんですよね。それは明確にできれば、どこかに、こういう考えですよということを入れたほうがいい。

宮崎 調査でいろいろ検討するとき、その環境社会配慮以外の検討項目というのはたくさんあって、当然代替案の検討していると思うんですが、そのときはほとんどゼロオプションという考え方はなく、必ずこの事業を実施して、そしてその目的を達成しようという思いがあるので検討しておりますが、環境社会配慮のときに、でも、それをやって余りにも環境社会に与える影響が大きい場合は、もうどんなに事業の効果があろうがやめたほうがいいと、そういう判断をする場合があるので、そこでかぶせて代替案検討しているというイメージだと私は思っております。

です。その環境社会配慮はゼロオプションというものはもしかしたらあり得るのではないかと。というのは、ほかでゼロオプションじゃないものは考え尽くしておりますので。ただ、環境社会配慮で大きな影響があるものは、その事業を目的達成しても、達成することで相当裨益する人が多くても、やめようという判断があり得るので、ここでかぶせて検討しているのかなというイメージを持っております。そういう意味ではプロジェクトを実施しないという意味のゼロオプションというのもあり得るのかなと思うんですが。すみません、わかりにくいかもしれませんね。

柳委員 今言われたようなことで考えたときは、それは先ほど僕が言ったように事業をやるためのその裏づけになるようなことをいろいろと書かなければいけないことですが、環境省が考えているようなゼロオプションは、何もしないわけじゃなくて、もういろんな知恵を使って創意工夫して、新たなものをつくるよりも既存のもので何とかしなさいというような発想ですよ。だから、その二つ、ゼロオプションといったときに考えられるというところを、やっぱりちゃんと整理しておかないといけないということ、やっぱりというのが勝っちゃうんじゃないかなと思いますけれど。

今、田中さんが言われたような形のゼロオプションって、日本ではほとんど検討していないんですよね。だから僕が言ったような形のことはやっていますけれど、埼玉県とかでやっている例はありますけれど。

加治 我々の助言委員会のEIAのほうでもゼロオプションとか代替案の検討があるところはやらないという形で、今まで田中先生がおっしゃったような考え方はなかったような気がします。おっしゃるとおり、達成する目的が同じでも別の事業でやる、別の手法でやるというような考え方も、確かに環境省が言うようにあるのかなと思います。

田中委員 そうですね。例えば電力が足りない、そこで発電所を建設する代わりに、

外から買いつけてくる計画案とか、あり得るんだろうと思うんです。事業をしないかわりに、しかし電力を買いつけることにお金を投資する、あるんでしょうね。

わかりました。そのことにしておいていいです。余りこだわりません。

14番ですね。これはスコーピングの概念がちょっとずれているというか、食い違っていませんかということなんです。これはいいんでしょうか。(4)では政策、計画、プログラム等の意思決定に当たり、極めて重要な環境社会項目と、その評価方法を明らかにすると、これがスコーピングだと言っていますね。

11番は、検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測評価の方法案をスコーピングと言っていて、それは(4)の説明と(11)の説明が意味が違うんじゃないかというのを思ったんですね。

実は4番のレベルのスコーピング、スコーピングAと、11番の段階のスコーピングBは違う概念で行っていますと、スコーピングにはスコーピングAとスコーピングBがある、そういうことであれば、後でまた次のところに議論があると思いますが、そういうことなんでしょうか。スコーピングというのはAとBが二つあるというのでしょうか。

このスライド15番ですね。

このガイドラインの1の3に定義が載っていますよね。ここで、スコーピングとはということでしょうか。

11番、ガイドラインの2ページ目の11番ですよ、スコーピングとはということで、ここは今回のスライドでいけば15番目の(11)の中に同じ内容を指しているんです。

加治 スコーピングの定義としては、我々もやはりこれだと、ガイドラインの今の2ページの11にあるものだと考えておりますけれども、先生のご指摘のあった4番と11番の違いということですが、まず4番のほうはSEAレベルでのスコーピング。スコーピングとは同じことなんですけれども、情報がまだ多分粗い段階で、ポリシーとか政策、計画、プログラム等に対してその環境社会配慮のインパクトをアイデンティファイするというようなイメージでおりまして、(11)のほうはここには書いておりますものの、こういうマスタープラン調査の中で、必ずしも11番があるわけではないと思います。ここまで、この個別プロジェクトを決定、把握できるものはマスタープランの中で含まれるでしょうし、そうでない場合もあると思います。もし、そこまで個別プロジェクトを特定できるような場合は、それをEIAとまではいかないと思うんですが、従来のそのEIAのような考えで、もう少し詳細に個別プロジェクトに関して特定されたものに関してスコーピングを行うと。

スコーピング自体、コンセプト自体は同じなんですけど、ちょっとレベル感が違うというような感じでここは記載しておりますけれども。

田中委員 そういうことですか。そういうことで、従って同じスコーピングという用語を用いているけれども、指している内容が違うということですね。

この(4)のスコーピングというのは、政策、計画レベルのスコーピングだということ

とですね。11番はプロジェクトレベルのスコーピングを意味しているという、そういう今のご説明ですよ。

そうすると、先ほどのこれは本当に細かな話で、手順からいけば1、2、3、4という手順でなっていて、(2)の中に代替案というのがあるわけですよ。政策、計画でも代替案があって、その代替案についてこのスコーピングをかけるわけですね、4番ね。だから、そこでは検討すべき代替案というのは落ちていますが、そういう用語が入らなくていいですか。

本来、スコーピングというのは、まず検討すべき代替案を絞り込むこと。この4番の検討、スコーピングの実施ということの意味は、このレベルで検討すべき代替案を絞り込むこと。そういうことを置かなくていいんですか。

言ってもしょうがないので、まあまあいいですけど、直感的には表現を合わせておいたほうがいいよね。つまり、スコーピングというのは、代替案を検討すること、そこから絞り込むことが一つだとね。それから、その中から評価項目の範囲だとか予測調査の手法を絞り込む。その二つの含意があって、4番のところではこの評価項目のことしか言っていないと。ところが11番は二つ言っているわけですよ。代替案のことと、計画案のことと評価項目のこと。だから、それが気になるということです、端的に。だから、両方言っておいたほうがいいんじゃないですかというのが、コメントでもあるわけです。どうもすみません、引っ張っちゃって。

柳委員 今のお話というのは、意思決定に当たり、代替案の検討も含め極めて重要なというふうに、代替案の検討も入れておくという話ですかね。

田中委員 そうですね。僕もそう思いますね。そういうふうにしておいたほうがよい。

柳委員 一つの整理の仕方ね。

作本主査 では、今の考え方でよろしいですかね。そちらの方向で、では代替案、両方入れておくと。

それでは、もう4時10分になっちゃいましたけれど、本当は前半でこれを読み直しできればいいんですが、ちょっとここでよろしいですか。まだ前半終わっていないんですけども10分ほど小休止を入れて、あと続けるということにしたいと思いません。

ちょっと時間短いんですけども、今4時13分ですが、20分、あるいは25分。では25分まで小休止ということで、また開始させていただきます。

柿岡 20分でいいですか。20分でいかがでしょうか。

作本主査 20分、ではそれで、すみません、20分までということです。

(休憩)

作本主査 よろしいでしょうか。では、再開させていただくということにいたします。

それでは、後半に入る前に、今の前半についてどのようなコメントを残すかということ、お願いいたします。

また頭のほうの番号から伺っていきたいと思うんですが、大きな宿題というのはこのFAQをどのように変えるか、変えないかと、場合によってはここに付け加えるかという、そこが焦点になるかと思いますので、先ほどのような根っこにかかわるような重要な課題は幾らでもあるかと思いますけれども、むしろそちらのほうはコメントで残して将来に引き継ぐという程度にさせていただければありがたいと思います。

それでは、FAQを皆さん方頭に置きながら、一つずつ上のほうから番号で追いかけていきたいと思います。

では1番から、いかがでしょうか。清水谷委員のところから、これを。

清水谷委員 これは、確か回答を少し改良されるということで……

柿岡 すみません、1からまた始めると時間がかかりますので、先ほどご了解いただいたところは外して、トピックとして挙げていただいたところだけを抽出していただければ、効率的かと思いますが。

作本主査 わかりました。では、私も十分、記録に残しているかわかりません。あるいはもう既に先ほど議論が重なっているようなところ、1行ほどのメモで残っているようでしたら、それででも、もうよろしいんですけれど、むしろFAQだけを議論すると。

柿岡 もしFAQで最低限こう、今は修正をしないという案にしているかと思いますが、このようにしたほうが良いということであれば確認させていただいて、仮に議論として残しておくべきだということについて、時間もちょっと限られておりますので、もしよろしければ事務局で取りまとめメール審議の中で確認させていただければと思いますが。

作本主査 やりとりがあって繰り返しになっているようなところだけを、1行とか1行半ぐらいのところでもぼちぼちで入れていただければ、我々思い出しながら後で文言を確認する、メール審議で……

柿岡 はい。もしよろしければ、FAQで最低限こうしたほうが良い、もしくは現状のままでよろしいということを確認いただければと。

作本主査 わかりました。ありがとうございます。

テーマがテーマだけに難しい、SEAの分野ですからということで、ではお願いいたします。

では、特にここでFAQのこの文言をもう一回皆さん方、目で確認していただいて、それでこれにどうしてもつけ加える、修正するということがあれば、ぜひ議論いただきたいと思えます。

先ほど、柳委員から出されていた等ありますけれども、もう一回これを文言として確認するというので、まずは全体で話を始めてもよろしいでしょうか。

私も何回か修正があった、協力準備調査ということで括弧内にセクターやプログラム形成あるいは事業段階より上位の調査、これを括弧内に入れるんですね。

そこから次が、この開発計画って、この言葉は取っちゃっていいんですよね。両方にかかる……IEEから初めてよろしいんですけど。柳委員。

松下委員 いや、あれは残しておくんですか。

作本主査 残しておくんですか、ごめんなさい、ちょっと。

松下委員 協力準備調査、括弧、セクターやプログラム形成、事業段階より上位の調査、括弧にして閉じて、ポツにして。

作本主査 もう一つ、じゃあ開発計画。調査型技術協力。もう一つのほうのマスタープラン……

松下委員 調査において、戦略的環境アセスメントを適用しますと。

作本主査 そこまではいいんですよね。その次から。

松下委員 次を取ってですね。

作本主査 IEEから始めると。

松下委員 具体的にはIEEレベルでという。

作本主査 そのほうがいいですかね。

松下委員 それがさっきのです。

作本主査 ありがとうございます。

まず前半のほう、このような変更で、いかがでしょうか。

宮崎 すみません、これは6枚目のスライドですけれども、5枚目のスライドから、これある程度引用したような格好になっておりますが、そもそも「セクターや地域の協力プログラム形成に当たっては」という文言になっておりまして、それを正確になぞるには「地域」が落ちてしまいます。もともとのFAQが何でそういうふうにしたのかというのはありますが、ガイドラインどおりにするのであれば、セクターや地域のプログラム形成というのもJICAのスキームでは協力準備調査の中は「協力プログラム形成」という分類が正式名称ですので、できれば「協力プログラム形成」にしていたほうがFAQも正確です。

ガイドラインのことをそのままFAQで言うことに意味があるのかという問題はそもそもありません。

作本主査 でも、むしろガイドラインから離れない形で、誤解のないような表現にしておくというほうがいいことならば、私そう思いますけれども、そうするとガイドラインの文言にできるだけ忠実で、しかも先ほどIEEのところだけは誤解を生まないようにというぐらいのところがよろしいんじゃないかと。

宮崎 それから、事業段階より上位調査というのは、ガイドラインの中ではそれがマスタープランという定義になっております。

松下委員 括弧の位置が違うのかな。一つ前に。

宮崎 そうですね、この中にも4ポツに、事業段階より上位の調査というのがマスタープランの調査ということになっております。

松下委員 じゃあ、地域の協力プログラム形成の後に括弧にして、点でつなげると。

宮崎 協力準備調査の「セクターや地域の協力プログラム形成」と、「開発計画調査型技協」が、「事業段階より上位の調査」だと思うんです。

作本主査 私はこのプロジェクトという言葉が、3.1.2にありますよね。3.1に、いわゆる「プロジェクト形成」で言葉が入っていますけれど、プロジェクトだからこれにはSEAというのももちろん入らない。なので、次の4のところで、これを「プロジェクト」という言葉を片仮名で言えばいいところを「事業」として言いかえたんじゃないかと。そうすると、そのプロジェクト事業の段階より以前の、上位のこの調査に対して戦略アセスを当てはめろというようにこれを読んだんですけれども。ですから、3.1.2は、はっきり言ってここに書く必要ない。書く必要ないんだけど、実は次の4のポチのところの出だしが「事業段階」、事業というのはこれはプロジェクト事業のことであるというふうに、ないとわからないので……ということに理解したんですよ。

宮崎 本来きちんとマスタープランがつくられて、その後個別の事業のフィージビリティスタディ調査に続くのであれば、そういうことを考える必要はないと思いますが、いきなりそのマスタープランなしにフィージビリティ調査、個別のものから始まる場合もごくたまにあって、その場合は多分ある程度できるだけ遡りましょうといった考え方だと思います。

作本主査 そうなんですか。そういうのはいろんな事業の流れ……

宮崎 そういう、一部遡ったものを含んだ個別のフィージビリティ調査もあるのだと思うんです。そういうものを想定に入れたガイドラインだと思っておりますので。

作本主査 そういう場合には、マスタープランというのが、この協力準備調査にあるわけですね。フィージビリティ。

宮崎 はい。ですが、基本はマスタープラン調査というのは、その協力プログラム形成や開発計画調査型技協だと思います。

作本主査 上位の調査というところでは、この戦略アセスの考えはわかるんですけど、「事業段階より」というこの言葉がどうも私は、プロジェクト事業についての上位における調査というように……

宮崎 差し支えなければ、この辺の調整は後で事務局のほうでさせていただきます。

作本主査 見ていただけますか。実際、実務とかけ離れたり、あるいはそこがずれちゃうと、とんでもないことになりますので、むしろ実務のほうから追いかけていただいて、前半の。それで、そうすると前半のまた残りの今の、いわゆる開発計画のほう、こちらのマスタープランづくりというのでしょうか、そういうのをお手伝いすることになるのかと思いますけれども、こちらの表現についてはいかがですか。

柿岡 もしよろしければ、ガイドラインとの整合性をとることで修正したほうがいいという方針を、ここですり合わせていただければ、後日事務局案を提示致します。ここで一語一句合わせなくてもよろしいでしょうか。時間も限られておりますので、申しわけありません。

作本主査 わかりました。では、そのようにこの前半部分の二つは交通整理していただくと、事務局でよろしく願います。

あと、後半のほうのステークホルダー等の意見が出ていましたけれど、このような表現ぶりで「支援を行い」というようになっていますが、このあたりよろしいですか。代替案もかかわるかもわかりませんが。

日比委員 ステークホルダーについてはコメントを出したのであれなのですが、でも、FAQではここにこれ以上書きようもないのかなと思うので、これでいいのかなと思いますけれど。

引き続きちょっと確認させてください。質問は、要は戦略的環境アセスを具体的にどうやるんだという話で、回答の前半というのは実は質問の答えになっていないんですよね。それはもう既にガイドラインで書いてあることを整理し直して言っているので、後段のIEEレベル以降が質問に対する答えだと思わなければならないんですけども、この答えの、要は根拠になっているのが、この運用方針を、15ページあるいは14ページから後ろのところをざっくりこの数行で説明されたという、そういう理解でいいんですよね、考え方としては。IEEレベルで実施しない案も含む代替案を検討した上で云々かんぬんというのは、このスライド14から以降のところを非常にざっくりと概要を書かれたと、そういうことですよ。

作本主査 そこでプロジェクト実施しない案を含む代替案、この表現でもよろしいですか。二通りが先ほどは議論の中ではあるとありましたけれども、とりあえずこのIEEレベルで、全くしないのか何とかと先ほど二通りぐらいの考え方が紹介されておりましたけれど、この文章自体が直ちに問題出るわけではないですね。

二宮委員 これ、「IEEレベルで」ということが全部にかかっているわけですよ。なので、EIAとは違う戦略的環境アセスの概念に入っていますよということですよ。

作本主査 そうですね。全部についての初期段階の調査においては、何もしない案を含む代替案、これも入れながら情報公開、ステークホルダー、こんなふうにやりますよと。そういう流れならばよろしいですよ。

二宮委員 そうですね。はい。

作本主査 そうするとステークホルダーも同じように、ここでは支援します、やりますと言っているから、そんな感じでよろしいですか、このぐらいの文言にして。先ほど議論に出ていた……

日比委員 というか、ここでこれ以上書きようがないのかなということで。いや、なので、その後ろのところが、ここで例えばステークホルダーであればステークホル

ダー協議の支援を行いと書かれているのは、今、今日この後ろの資料をもとに議論したようなことを反映しているという理解でいいんですかという質問だったんです。

柿岡 端的に言いますと、これはガイドラインの文言です。ガイドラインに書いてあることを書いております。ガイドラインに書いてあることがもう少しプロセスとしてわかりやすく、どういった項目をやるんですかということを経済の15ページの中で書いています。15ページを圧縮してこうしたというよりも、ガイドラインがこうありますというような理解が、より正確かと思えます。

柳委員 この質問に対する答えで、もう少し具体的に言うとなると、IEEレベルでの標準的な業務指示書に記載されたSEAのプロセスを実施し、それにはプロジェクトの実施をしない案を含む云々というやつを反映させますというようなことなんですね、ここで言いたいのは、だから、そういうふうに書いたら、この質問に対しての答えになっているのかなと思いますけれど。

作本主査 「指示書を実施し」というのを間に入れて。

宮崎 指示書の内容は何ですかとか、そういうふう発展していくのかなと。

柳委員 いや、だからそのプロセスは、指示書に書かれた、標準的な業務指示書に記載されたSEAのプロセスを実施するというふうに。その中では、それにはプロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含めて、というふうに書かれるんじゃないですか。

日比委員 このガイドラインのことをそのまま書くと、何かそもそもFAQにならないような。ガイドラインを見た上で疑問を持った人がよくしそうな質問に対する答えで、それにガイドラインに書いてあると、お前ガイドラインに書いてあったらうと言っているに過ぎないような気がして、それでそういう確認をさせていただいたんですけれども。読み直せと言っている感じになってしまうので。

宮崎 あちこちに散っていてわかりにくいので、こちらでまとめてわかるようにしたという部分もあると思います。

柳委員 集約してね、ここにこういうふうな流れですよということは理解いただいて、ここに見ていただくと。

松下委員 それで、もし、可能かどうか検討事項だと思うんですが、FAQはそんなにたくさん書けないんですが、例えばその標準的な業務指示書というのがありますね。注で、標準的業務指示書とは例えば次のものがあると、それを引用するという方法はあるわけですね。

作本主査 文言はよろしいでしょうか。SEAのプロセスに従ってプロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討。「含む」が2回ありますね、何か。

松下委員 まあ、文章の整理はお願いして。

作本主査 いいですか。あとはまた。このような流れで、よろしいですか。ここで一応、じゃあFAQは。

では、またメールで審議を引き続きお願いするというので、よろしくお願ひします。

個々の項目については、先ほどお話のとおり、ここで繰り返しませんので、申しわけありませんが前半の大きいテーマはそれで終わらして、後半のほうに移らせていただきます。

お手元の資料、もう一つの番号順の資料があるかと思ひます。いわゆるベースラインデータの取り扱いという、こちらであります。では、こちらのほうの質問項目もやはり21ありますので、こちらを順次進めていくという形でいきたいと思ひます。

ベースラインの場合はFAQというのはあるんですけど。

柿岡 現時点ではFAQはございません。

作本主査 特には……ベースラインの扱い、2のところ、FAQはないんですよね、今回のこの後半部分では全く。

柿岡 はい。

作本主査 では、皆さんからの意見を集めるというだけでよろしいですか。

柿岡 はい、お願ひします。

作本主査 わかりました。では、特にここではFAQを修正するとか解説とか、そういうFAQ自体がありませんので、そういう作業はありません。

では、1番のほうから進めるという、谷本委員のほうから、よろしくお願ひします。

谷本委員 これは今日のワーキンググループ会合ではなくて、何らかの場で、全体会合でも、こういうふうな議論になっていきますと、これに対してという形ですね。特に道路案件がそうだと思うんですけども、どうしても我々、交通量増えますよねと、スピードが上がるから確かに排出量は少なくなるんでしょうけれどもということですね。

これはベースラインとの関係もありますので、議論はそちらのほうに委ねますけれども、何らかの形で周知をしていただければありがたいです。そういう希望です。

作本主査 よろしいですか。

谷本委員 2番目は、わかりました。抜粋ですねということであれば、それで結構です。

作本主査 特に事務局のほうからなければ、次に移ってよろしいですか。

では、次の3番の田中委員からの、3番以降の三つですけども、お願ひします。

田中委員 3、4、5ですね。3は、打ち間違えてあるのあります。スライド4についてですが、委員の意見がこうなっているからこのように引用したというんだけど、でもこの引用を残しておく誤解を招きませんかということですね。大丈夫ですか。

影響がプラスのものについて環境配慮対策を講じていく流れが環境影響評価の流れだということですが、そうですか、これ。スライド4のところ。

柿岡 ページ4のこのスライドですけども、議事録の抜粋で、文章自体が正しいか

どうかは別として、こういったトピックが挙げられたということで抽出しているものです。この方の発言を今ここで修正するという作業ではなく、ここでお伝えしたかったことは、以前配付させていただいた課題の資料の中に、大きく分けて気候変動に分ける話とスコーピングに関係する話が二つ混在しているので、それを整理してこういう分類としていきますと説明する内容にさせていただきました。

田中委員 意味はわかりました。

ここでの確認ですが、この人はこう言っているという、その事実があるということですが、影響がプラスのものについて環境配慮対策を講じていくというのではなくて、影響がマイナスのものについて講じていくのではないかと思います。そのことの確認をしておいたほうがよろしいのではないかなと思います。

それから二つ目、質問でいくと4番目ですか。これは「気候変動に係るベースライン」というのと、「スコーピングにおける比較対象」と、スライド4のこの区分けの仕方は、こちらでやられたわけですね、事務局で整理されたわけですが、過去にはこういう議論があったと思いますが、ベースラインについて、別に気候変動だけではなくて、基本的にはさまざまな項目に共通する考え方ですので、気候変動に係るものについて云々というのはよろしくないんじゃないでしょうかというのが、例えばスライド5です。主な意見を大別すると、「気候変動に係るベースライン」と「スコーピングにおける比較対象」があって、従って、これは気候変動のことだから気候変動で扱いますということで、それはよろしくないですよということです、趣旨は。

例えば大気汚染問題でもそうですし、あるいは自然環境でもそうだと思いますが、ベースラインをどう考えるか。つまり、このまま放置していけば虫食い状態の開発が進んでいくので、20年後に悪くなる。20年後の数字自体を、BAUです、Business As Usualを想定するのか、そうではなくて現時点の2014年11月時点の現状を想定するのか。そこがベースラインの考え方なんです。だから、この問題は気候変動だけではないと思いますので、注意したほうが良いと思いました。これは4番ですね。

それから、5番はまさにその話です。今言ったように基点をどこにするかというのは二つの考え方があるということです。スライド14でJICAが考えられているのは、これはどちらでしょうか。「現状」（影響発生前）というのは、何を指しているんでしょうか。

柿岡 「現状」は、影響発生前そのものということですね。何もしない状態。プロジェクトを実施しない。

田中委員 事業実施前の現時点のことを言っているんですね。だから、20年後のことではなくて現時点のことを言っているんですね。「現状」だということですよ。

柿岡 はい。

田中委員 そうすると、（「現状」は、気候変動における「ベースライン」とは異なる）という、この括弧書きがありますが、これは、ここで言う現状というのは現時

点のこと、現況の姿を言っていて、気候変動におけるベースラインというのは、それとは違う概念なんですね。

柿岡 気候変動におけるベースラインというのは、前回は議論されているところ、Business As Usualみたいなラインです。時系列的な動きを想定してしまうということで、異なると。

ここで言わんとしていることは、プロジェクトを実施することによって特定される影響について検討していくべきだろうと考え、説明をさせていただいている次第です。

田中委員 そうすると、JICAが14番で考えている「ベースライン」というのは、まさに20年後のプロジェクト実施時点を想定したときの予測しているデータ、何もしないで、BAUでいくとどうなるかということ予測しているデータを「ベースライン」と呼ぶ。そういう理解ですか、そういう定義ですか。

柿岡 20年後に何もしない状態ということですか。

田中委員 ええ、BAUでいく20年後の姿。だから、今のことではなくて20年後のことを言っている、つまり事業実施時点のことを言っているんですか、この場合の「ベースライン」は。

つまり、現状というのは今の現時点のことを言っていると記述しているわけです、スライド14番でね。括弧内で、「現状」は気候変動における「ベースライン」と異なる、だから現状とベースラインは異なる概念だと言っているわけですね。「現状」というのは、従って今の時点である2014年11月時点だと。

柿岡 気候変動におけるベースラインと、現状は、異なるということでは、わかりにくいでしょうか。

田中委員 だから、ベースラインというのは、2014年11月時点のことではなくて、例えばプロジェクトの実施が想定されている20年後、しかしプロジェクトの実施が行われないときの姿、20年後の姿を考えているんですね。

柿岡 気候変動の場合ですと、そのときの緩和策ということを考えなければいけないということですね。

田中委員 プロジェクトの実施が想定されている、しかしそれが行われない20年後の姿、というふうに言ったほうが正確ですけど、そういうことを言っているんですね。

柿岡 はい。

田中委員 ベースラインというのは、さっきの話でいくと二つ考え方があって、現状がベースラインということではないんですか。結構それは大事な分岐点だと思うんですが。

加治 恐らく「ベースライン」という単語の定義というか、そういうものは多分かなりばらばら、明確なものはないと思います。なので、我々としてはまず今回トピックになっているスコーピング段階で、じゃあ影響をどうアイデンティファイするかと

いうことをまず考えたときには、ベースラインという言葉ではなくて、ある意味、何もなかったところに、ぱっと今のこのあるプロジェクトをやったときに起こるであろう影響をアイデンティファイ、リストアップするというのがスコーピングだと考えています。

なので、そこではそのベースラインとかそういう概念を入れない。単純にもうその、例えばやったときに起こるであろうものをアイデンティファイしますというのがスコーピングでの考えであろうと。

それと、気候変動で言うベースラインというのは、もしかしたら田中先生おっしゃるように現状かもしれないし、違うかもしれない。それはケースバイケースだと思います。というのも、例えば火力発電の場合も、じゃあベースライン何をするかというのは非常に議論があるところで、単純に、リプレイスなら明確ですけども、新規の火力発電を入れる場合、じゃあ何がベースラインかというのは、これはそのEIAのスコーピングで考えている比較とかとは全く違う議論であって、その国で例えば過去5年ぐらいで主力な技術は何を入れられたかというのをベースとしてベースラインを考えるとかですね。それはもう気候変動の場合はベースラインといってもまちまち、ケースバイケースだと考えています。そこは若干、EIAで言うところのスコーピングで考える影響をアイデンティファイする際に考える視点と、気候変動で考えているときのベースラインというのは、異なるんじゃないのかなと我々は考えているところですけども。

田中委員 それでは、確認ですが、私はその意見に少し異論がありまして、ベースラインというのは、別に気候変動だけではなくて、ある事業を想定するときには、様々な環境要素に想定し得るんですね。それをどう設定するかというのは、気候変動には特定されないということですね。それは大気汚染だってある、自然環境破壊でもベースラインというのがある。それは大前提でありますね。

だから、もう一回言うと、一つは、気候変動に限定されない「ベースライン」という考え方がある。だから、プロジェクトのベースラインをどう設定するか、という議論はあり得ると。

二つ目は、ベースラインの概念の使い方を、プロジェクトやケースバイケースによってまちまちに使い分ける、それは極めてわかりにくいと思うので、基本的にJICAの中で一義的に定義しておいたほうがいいのではないかと思うんです。定義しておいたほうがいい。

その定義を行う場合に、二つの考え方が前に出ているわけです。一つは、現時点の状況、現状有姿、今ある姿のものを「ベースライン」というのか。二つ目は、そうではなくて20年後にこのまま推移したらどういうものになるのか、それを「ベースライン」とするのか。その二つの大きな整理の仕方がある。

松下委員 後者は、気候変動だと普通はBAUと呼びますね。

田中委員 ええ、BAUと言います。だからその考え方は、自然環境でも、このまま市街化がどんどん進んでいけば自然環境は消滅していく、それがありますね。あるいは、車がどんどんこのまま増えていくので、自動車排ガスが増えていく、大気汚染が進行していく、そういうこともあります。ある地域を考えれば水質汚濁が進行していくとか。だから、その場合、今の時点の水質を見るのか、今の時点の大気汚染を見るのか。そこをベースラインとするか。20年後あるいは30年後の、比較されるプロジェクトが実施される時点におけるBAUをベースラインと呼ぶのか。そこをきちんと定義しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。これが二つ目の指摘です。

三つ目は、ここで言う、私の意見は、その20年後のベースラインという話は、プロジェクトが実施されたら20年後のベースラインはどうなるかのBAUというのは、先ほど議論した、JICA流の定義のゼロオプションと同じです。つまり何もプロジェクトを実施しないで20年後になったらどうなるのでしょうか、という話と近い姿を想定することになるんですね。だから、それはJICAでいうゼロオプションの話です。それをベースラインと呼ぶというのは私は違和感があって、少なくとも現時点、現状を基本的にベースラインとするというのがいいのではないかと。現状ですね、今ある姿をベースラインとし、そこから、スコーピングという項目間の比較検討に入っていくというのがいいのではないかと思います。

4点目は、今のこの例、例えばスライド14ですと、大気、水質、廃棄物が比較検討してく、環境項目に沿って評価していくわけです。この場合の評価は、従ってBとかB+とかB-というのは、今のベースラインとプロジェクト実施後、事業実施後の想定される影響を比較することになるわけです。そうすると例えば大気汚染の現状と、プロジェクトを実施した後の大気汚染がどうなるか。そこでB+だとかB-。つまり、基点とプロジェクト実施後があるので、初めてそこが評価ができるということです。

だから、今アイデンティファイという話がありましたが、スコーピングというのは事業を実施したときにどういう影響が出るかということを考えて、重要な項目を抽出するためのプロセスです。そのときにどういう影響が出るかという予測でしょうか、こらは何を基点として行うのか。どういう影響を見るかということの基点は大事で、それは現状でいいんじゃないでしょうかというのが意見です。

長くなって申しわけなかったですけども。

柿岡 ありがとうございます。今、伺っている限りは、我々の説明資料とほぼ同じかと理解しました。

田中委員 いや、なぜかという、例えばスライド14番の上から4行目に、「現状」は、気候変動に、まあ気候変動はとるとして、「ベースライン」とは異なる、と書いてあるものだから、私の理解は現状はすなわちベースラインであるというふうを考えているので、これはどういう意味ですかということ聞いたわけです。

加治 これ、やはりスコーピング、これに関して過去の助言委員とかの議事録を見

ていますと、やはり我々としても「ベースライン」という言葉でかなり皆さんが混乱なさっているのかなというところもあってですね。気候変動で言うときのベースラインと、今おっしゃったようにその現状をベースラインとするなら、そのEIAで考えているようなベースライン。ある意味同じ単語であっても、おのおの皆さんのイメージが若干違うので、今の田中先生のご意見だと、「現状」イコール「ベースライン」だと我々も思うんですが、あえて「ベースライン」という言葉をここでは使わずに、あえて「現状」ということで使っている状況ではあるんですけども。

田中委員 しかし、この書いてある意味はベースラインとは異なるから、これは違う概念だというふうに読めますね。

宮崎 前回は気候変動の議論のときに、気候変動の考え方におけるベースラインという説明をしております、それとは違いますよと申し上げているだけで、「現状」は「ベースライン」ではないと言っているわけではないんです。

日比委員 かぎ括弧が多分、気候変動を含めてついていないといけないんだと思うんですけど、意味合的に。

宮崎 そうですね。

柴田委員 これ、私、事情がわかりません。気候変動におけるベースラインというのは、何かそういう定義があるんですか。

田中委員 そう、あるんです。前のほうのスライド、4枚目ぐらいじゃないかな。

柴田委員 BAUみたいなものって、「ベースライン予測」とか言ったりしますね。ベースラインをもとにしてトレンドを予測するという意味で。「ベースラインシナリオ」とか言ったりしますよね。ベースラインということは、やっぱり現状。

日比委員 ベースラインは、要は何に対して影響を比較するかであって、それは現状でもあれば、現状から見たトレンドでもあれば、あるいはその後の社会的な変化を見込んだラインにするか。それがシナリオですよ。私の理解はそうなっているんですけど。

なので、ベースラインというのはあくまで影響評価において、何に対して増えたか、減ったかという、その基点が何かという話なのかなと思うんですけども。

加治 日比先生のおっしゃるとおり、ベースラインはいかようにでも設定はできる。BAUがベースラインになることもあれば、多目に見積もってそれをベースラインということのできるということで、ちょっと「ベースライン」という言葉だけを使っていくといろいろ混乱を招くのかなという感じはしております。

塩田委員 いろいろ意見があるので、「ベースライン」の定義をつくってもらったほうがいいと思いますが。

田中委員 一義的にしたほうがいいんじゃないでしょうか。

塩田委員 これから何か新しい用語がどんどん出てくる可能性ありますね。そのたびごとに議論しながら、JICAの定義としてどのところにおさめるかということをやっ

ていかないと、みんなそれぞれ、先ほどのようにイメージがやっぱり異なるわけですね。できたらそのように。

作本主査 今のお話ですけれど、「ベースライン」という用語を使うときには、現状を基点にしたとかベースにした形での……そういう意見があったという形で。

宮崎 事務局案は、「ベースライン」という言葉は、基本は使わないという案になっておまして。

作本主査 そういうのもありですか。使わないのも……

柿岡 考え方として、現状とプロジェクトの実施を比較するということで、もしご理解いただけるのであれば、あえてその「ベースライン」という表現を使わなくてもよろしいのではないかと思っています。

日比委員 それ自体はいいと思うんですけども、そうすると、後にも私の質問、シンプルに質問したところが、じゃあ気候変動は何で違うんだという話だと思うんですよ。いや、だったら気候変動も現状と比べるのが筋でしょうと、影響を評価するのであれば。ということですよ。

田中委員 そのとおりですよ。そういう考え方を入れるんですよ。そういうことする必要ないということですよ。

日比委員 気候変動だけ分けて云々かんぬんというのは違うんじゃないかという気がする。これは前回、気候変動のときにも申し上げたのですけれども、この、要は削減効果を図ることが、この影響評価に置きかわってしまっているのが一番の問題じゃないかなと思っていて、今まさに田中先生がおっしゃったように気候変動も、その削減効果を評価するのはそれはそれで重要だと思うんですけども、その一歩手前にそもそも気候変動にどれだけ現状と比べてこの事業が影響を出すのか、出さないのかというのは、やっぱり評価すべきなのではないか。そうすると、このスコーピングの中の多分この下にどこかに気候変動か、あるいは温暖化という項目が出てくると思うんですけども、それはじゃあ、このほかの項目と対応が違うのかどうかという。本来は一緒であるべきだろうということになるんじゃないかなと思うんですけども。

また、余り今日気候変動の議論を書いても何だなと思って、質問では余り書かなかったんですけども。

加治 日比先生のおっしゃるとおりですね。我々もそれは認識しておまして、同じスコーピングフォーマットの中でずらずらずらとあって、さらに気候変動。気候変動だけが若干こう比較対象というか考え方が違うというところは、我々ももちろん認識はしておりますが、ただ、前回の気候変動のときの議論にもなりますけれども、事業をやれば必ずCO<sub>2</sub>は出るというところで、単純に現状と比べればもちろん影響があると、EIAとして考えると影響があるというところで、繰り返しになりますけれども、JICAとしてもその辺はどう考えていくかということはもちろん、この間、前回ご指摘いただいたように考えなきゃいけないところのかなと認識はしております。

作本主査 どうなんですか、やっぱり「ベースライン」という定義を定めたほうがいいのか、「現状」という言葉を広く使ったほうがいいのか、どちらですかね。

してもらいたい方向ぐらいは、意見として。

田中委員 だから、スライドの5枚目の検討方針に、「気候変動に係るベースライン」と、こういう用語を使ってくるわけですよ。言いたいのは、だから気候変動に係るスコーピング時の基準点、基準量をどうするかとかいう話じゃないかと思うんです。基準点というかね、あるいは基点と言ってもいい。比較対象となる基準点だと思いますが。

だから、「ベースライン」という言葉を使わないなら、徹底的に使わないほうがいいですね。

加治 我々も非常に迷ったんです。気候変動だと恐らく「ベースラインシナリオ」とか、そういった言葉は非常によく使われているという反面、多分、日本のアセスとか見ると余り「ベースライン」とかそういう言葉は使われていない。「現状」という言葉も使われているか明確ではありませんが、「ベースライン」という言葉は使われていないということを考えると、気候変動では「ベースライン」ということで、こちらは「現状」というか、その「ベースライン」じゃない言葉を使ったほうがいいのかなという判断をしました。

柳委員 一般的にはアセスでは「バックグラウンド」と言っていますよね。

田中委員 大気汚染物質だって、同じ状況があるわけですよ。それから、ある地域の開発動向を見ていけば、もちろん車が増えていく、人が増えていく、だからその状況で大気汚染状態が悪化していくということはあるわけです。それから、さっき言ったように川に汚染物質が流れ込んでくるということはあるんですね。

だから、別に気候変動だけではないんですよ。余り気候変動だけに特化しないほうがいいんじゃないでしょうか、この議論は。

だから、基点は基本的には現状だというのが大前提で、いいと思います。

柿岡 我々、前回第4回のワーキンググループをやっていたため、その関係もあり、よりわかりやすいと考え、すみません、言葉を想定していたのですけれども。

作本主査 基本的な考え方は、現状だというような、原則をどちらに置くかぐらいは、せめてコメントで入れたら。ありがとうございます。それではちょっと次のほうに移らせていただきます。

6番の塩田委員のところを、では、お願いいたします。

塩田委員 ちょっとお聞きしたいのですが、途上国のヒアリングというのは、どのようにしているのでしょうか。そこに書かれてあるような用語が最終的に出てきたのか、ちょっとよくわからないのですが。

というのは、国内のほうでは、工事中とか供用後とか工事前とかというフォーマットができていると思いますが、途上国では「廃棄」というのが出ていますね。その

「廃棄」だけではちょっと足りないのではないかとということで、私はその前に「解体」ということを実は入れたのです。

その用語は、もう既に途上国で決められているので今さら追加はできないという話ですが、この「廃棄時」というのは、その途上国から提案された用語……

柿岡 このガイドラインに不都合があるかどうかということに関して、聞き取った内容です。このガイドラインの運用に関して、今回この作業のために途上国の実施機関に問い合わせをした結果の一つです。

塩田委員 つまり、JICAが提案したわけですね。

柿岡 JICAの提案……質問をしたということです。

塩田委員 その質問をしたと。

柿岡 はい。

塩田委員 そのときに、この「廃棄」のイメージというのは、どういうイメージですか。

宮崎 アンケートから回答があったものです。

塩田委員 聞いていないのですか、JICAのあれで、廃棄。

宮崎 一言一句までは。

塩田委員 私のイメージとしては何か、車が古くなって、道路へそのまま置いてあって、それが年数が経ってそのまま廃棄されていると、それはやっぱり環境上まずいのではないかとということで、それが入ったのなのかなと。そのまま置いておいたのではちょっとまずいなと、だから廃棄されたものが、やっぱり解体も必要なのではないかなと思って、その前に「解体」というのを入れたのですが。

ただ、回答のところでは追加ができないということになっているけれども、JICAのほうでは提案はできないのですか、途上国に対しては。

柿岡 いえ、これは提案を求めるということではなく、不都合がありますかということで聞き取ったときの、意見として紙に書かれてきたものです。それをこちらで紹介して、全体会合でもお示ししたかと思いますが、それを抽出しています。ですから、ここで我々が何か書きたいといったことではなく、結果をご紹介しているということになります。

塩田委員 先ほど議論になったベースラインの20年後という話とリンクしますが、マトリックスが足りなくなるのではないですか。そのようなことを、今から考えておかなくても良いのですか。

宮崎 多分途上国からのヒアリングとは別に、塩田委員のご意見として、マトリックスにライフサイクルの観点から廃棄という項目も必要ではないかとおっしゃるというのはあると思いますが、このスライドに関して申し上げますと、途上国が言ってきた文言に加えるというのは、ちょっと何か、向こうから聞き取ったものを書いただけですので、それはできないなと思っておりまして。

柿岡 我々が脚色できないというだけのシンプルなものですので、これを受けて何か塩田委員のほうから、こうすべきだということであればそれはそれで、恐らく同様の趣旨のものが9番のコメントかと思いますが。

宮崎 このスライド自体は私たちはいじりませんということですが。

塩田委員 というのは、このような回答の予想を、私のイメージとしてありませんでした。追加があり得ますかというのは、後のほうでも出てくると思いますが、このようなものを頭に入れながら、ありますかと聞いているつもりでしたが、そちらのほうからは、途上国からこうありましたよと、もう一刀両断的に答えが出てきたので、できませんよという話ですね。

柿岡 できる、できないではなく、コメントとして来たものをご紹介しているということで、そこには我々、何の作業も。

塩田委員 いや、できないと書いてありますよ。

宮崎 このスライドには追加はできませんと。ただ、スコーピングマトリックスの検討のときには、それも検討させていただくということです。

塩田委員 だから、その後にそういうような文章を追加してくれると良かったと思います。

柿岡 すみません、よく核心が理解できていないのかもしれないですけども。

塩田委員 ちょっとイメージが。

柿岡 すみません。

塩田委員 わかりました。後でまた出てくると思うので、はい。

柿岡 はい。

宮崎 我々もガイドラインの文言自身にチャレンジされる場合があったり、外から来た意見に対してや、ほかの委員が別の全体会で言われたものにチャレンジされたり、報告書の文言にチャレンジされたりしてもですね、正直、「そうですね、確かに問題はあるかもしれませんがね」ということ以上申し上げられないという事情があることを、ご理解いただきたいのです。

作本主査 塩田委員、よろしいでしょうか、今のようなところで。

6番と9番は、同じような。

次、7番、作本ですけども、今まで経験させてもらった中で、例えばA～Dのこの評価の仕方プラスとマイナスをつけるというような、これできちんと今までの内容を表現できていくのかなということとですね。あと、脚注がABCDで簡単なメモをつけているんですが、これで十分足りているかなというところを、ちょっと皆さんにご意見を仰げればと思ったんですが、今まで不自由したことはないですか。これで、なければ現状のままでも構わないんですが。

確かAが影響あるなし、ないとか、わからないとか、そういうような項目に説明、注がついていたと思いますけれども、スコーピングマトリックスでね。現状どおりで

いいですか。

清水谷委員 ちょっとチャレンジしたいんですけど、環境基準で、もう既に基準にぎりぎりになっていると、でも、この事業をやったらもう、ちょっと超えるかもしれないと。ですから、その事業そのものの効果というのは微量なんですけれども、でも、その事業をやることによって基準を超えてしまうという場合は、どういうふうに評価をすればいいかというのもあるかと思うんですよね。

そうなる则何か、簡単にこのABCだけでいいのかというの、その基準に対して現状が今どのくらいまでで見るのかというか、そういう情報も時と場合によっては必要かなという気もします。

ただ、それはガイドラインの見直しのときに、またいつか議論していただいてもいい項目だと思いますけれども。

作本主査 そうですね。ガイドラインのスコーピングマトリックス。ただ、JICAさん、このスコーピングマトリックスというのをかなり前面に出されて、これをベースにしながら評価、それでいきましょうといった、この考え方というかやり方は、具体的でわかりやすいんじゃないかと思うんですよね。そういう意味で私はちょっとこの評価は効果的だというふうに評価しておりました。

では、すみません、8番以降。7番はそういうことで、特にコメントにしないでということをお願いします。

8番目以降、清水谷さんからお願いします。

清水谷委員 8番目の質問については、この回答ということでは、適宜変えていくというスタンスだということをお理解しました。ありがとうございます。

作本主査 ありがとうございます。

9番の塩田委員の先ほどの解体、廃棄、これはこれでもういいですか。何か追加コメントがあれば。

塩田委員 これのことを言っているのですが、回答はその工事前とか工事中とか、そういうところに入れてもいいですよ。だけれど、それを別にするのはなかなか難しいよという話のようですが、相対的に考えると何かあったほうがよさそうな気がします。もう一つ、広げて、例えば解体、廃棄時とか。実際ないときは、なければいいわけですけど、ただ、工事、工事前、工事中も一緒になっています。例えば大気汚染ではB-となっているけれど、工事前のときに例えばCの場合もあるとかというふうなことで、分かれた場合はどうするのですか。二つ入れることになるのですか。

というのは、やっぱり別個ではないかと思いますが、工事前とか工事中とか供用時だとか、そういうように何か……まあ、文章的にはいいと思います。本にして勉強するときにはいいと思いますが、現実にやろうとしたら大変ですね。

それで、今回フォーマットをどうしようかという話ですから、考えられるようなものをその中に追加したほうがいいかなと思いつながら、やっぱりちょっと時期が早い

かなと思っておりましたが、そこら辺はどうなんですか。

柿岡 逆に、いかがでしょう、実際ほかでそういった例とかあれば、アドバイスいただければと思います。我々の案としては、このような考え方でどうかなというところで、運用して、実際に例えば将来的な見直しまでこういう蓄積していくということであれば、今の段階ではこういったことも議論、ご意見としていただいております、検討を継続していくということもあるのではないかと考えています。

作本主査 ちょっと私、ジャカルタで今MRTがつくられていると思うんですけども、その前の段階で、モノレールをつくる路線を使っていたもので、モノレールのコンクリの柱がずっと残ったままなんですね。それを撤去した上じゃないとそのMRT事業はできないということがありまして、知らないうちにそっくりそのコンクリの柱、いわゆる廃棄に係るところが、解体ですか、これは終わっちゃっていて、なくなっちゃっていましたよね。

場合によってはこういうことが出てくるならば、中間期の上にもこの解体、廃棄は伴うんだと、それに関する環境影響というのはどうなのかというような項目を、どこかで追加していただけるというか、意見が出たぐらいのところでもよろしいんじゃないかと思うんですけどね。場合によっては起こり得るという気がいたします。

清水谷委員 ちょっと追加したいんですけども、多分、こういうマトリックスをしっかりとやろうと思ったら、ものすごく複雑になってくると思うんですけどね。詳しくやろうとしたら、この影響が長期的なものなのか、範囲的に広いものなのかとか、性質も表現すべきかどうかとかというようなことも考えれば、スペース的に例えば工事前と工事中というのはある程度期間が限定されている中でという意味で、一つの項目としてもそんなに工事前と工事中を足した影響というのも一つのカラムでも書くこともできるのではないかというつもりではないのでしょうか。

ですから、私も解体する部分を事業によっては設けたほうが良いとは思いますが、でも事業によっては全くその供用年数がもうかなり半永久的に使うようなものもあれば、そういう発電所のような形でまず何十年というか、ある程度の寿命というのが決まっているものであれば、もうそれがある程度わかっているものであればそういうものは書いたほうがわかりやすいでしょうし。それも、それに対してはやっぱり要検討というか、今後も検討して改良していくかどうかというのを決めていかれたらいいですね。

作本主査 そうですね、先ほどもありました火力発電所のリプレイスみたいなときはね、当然これで。

日比委員 このフォーマット自体は余り、全てのケースを表現するのが多分、目的ではないのかなというふうに思います。そのフォーマットのFAQみたいなものがひょっとしたらあって、少し、こういう場合はこういうふうにしてくださいみたいな注意書きが、このフォーマットの使い方として別途あってもいいのかなというふうには

思います。

あと、その工事前、工事中って、例えば廃棄とか解体どうするんだと、確かにそうだなと思ったんですけど、多分その事業効果を発現させるために必要なメカニカルな作業という意味なのかなと思って、それで仮に何か解体すること自体が事業であれば、それはその解体作業というのは工事中であり、解体された後というのがその事業が供用された後という、そういう理解になるのかなと思いました。

現段階で細かく解体工事について、このフォーマットの中に入れ込むことはないのかなという気はしますけれども、そういうことも含めた上で使うべしという注意書きは、あるべきかなと思いますね。

作本主査 ありがとうございます。

それでは、今のは、コメントにつけ加えるかどうかは事務局の判断でお願いするということ。

次の10番のほうに、谷本委員、お願いいたします。

谷本委員 これはもう過去、もう決まりました、決着しましたということで、結構です。「現状」ですよ。結構です、それで。

作本主査 はい。では、次の二宮委員、二つ。

二宮委員 私も今の議論に関連ですけれども、現状とプロジェクト実施という比較だとすると、工事中はプロジェクト実施することを前提に工事するのだからプロジェクト実施に入るのかなと思って、そこがよくわからなかったんですけども、工事前と工事中はセットにしても、問題ないんですね。

今までは、工事中と供用時をよく比較していたと思うんですよ。今まではそうなっているケースが多くて。

それで、工事前というのは何もありませんよね。

日比委員 ひょっとしたら、工事は始めていないけれども、例えば移転が発生するとかそういうケースのことなのかなと、想像しながら見ていたんですけども。

二宮委員 工事前というのが。

日比委員 ええ。

清水谷委員 土地収用とか始まったりとか。

二宮委員 そうすると、ますますよくわからなく……ここ、結構いつも何か議論が出るところだけれど、最近は確におっしゃるように、工事中、供用後というふうになっていて、工事に伴って出るいろんな環境へのインパクトで、道路だったら使い始めていろいろ出てくるインパクトということで議論をしていたんですけど、そうすると工事前は入らない、議論をしているというか、さっき田中先生がおっしゃるように、今、現状と、ベースと、プロジェクトをやった後ということと比較するとすると、工事中というのはそのプロジェクト後という意味で供用時、この書き方自体が現状、プロジェクト実施というふうになって、プロジェクトの実施の中に、細かく言えば工

事中と供用時というのが入るのかなという、その整理を今まで曖昧だったところをするのかなと思っていたものですから、そういう確認をさせていただいているんですけれど。

田中委員 余り減らすのよくないんじゃないですか。それで、もう一つの手前をつくるのは何か、工事前がいいのか計画時がいいのか、わかりませんが、さっき出た移転をさせるとか、工事する前に行く移転だとか。あるいはその事前の措置をするわけです。その影響を考えるとというのは、確かにもう一つ欄をつくることあるんですね。

作本主査 どちらがいいんですか。工事前、工事中、どちらか用語を一つにしておけば……工事前ぐらいだったら全部、前だと工事中が入らない。

田中委員 工事中の影響という形で、その工事をする前の計画時とか、書いてあったのがある気がするな。

作本主査 そういうのを分けたほうがいいというご意見ですか、今の田中委員。3本に、三つに。

田中委員 はい、3本に分けたほうがいいんじゃないでしょうか。

柿岡 もしよろしければ、工事中に統一させていただいて、工事前に発生するのは実際には住民移転等、限られた影響要素かと思えますけれど、そういったものは注記書き等で包含するということで、よろしいでしょうか。

二宮委員 工事中に含むと。

柿岡 はい。

作本主査 工事中とはここまで含むよという形で。

すみません、柴田委員、今、何か。

柴田委員 今の話で、はい。

作本主査 よろしいですか。今みたいな、ではまとめ方を一つ案として出させていただきます。

では次、すみません、時間がちょっと押してきましたので、次のほうにお願いします。

二宮委員 12番は、要するに先ほどのベースラインの議論なんかのところにもあったように、実際にはやる、評価書をつくるコンサルの人たちが多分十分理解できていないというところがあると思うので、それはやっていますということなんですけれども、多分もう少し何か、こちら側の方針が曖昧だから向こうにもちゃんと伝わっていないということがあるのかもしれませんが、そこをやっていただきたいという、そういう意味であります。

気候変動の先ほどの議論にもありましたけれど、気候変動だけやっぱり、大気汚染でもそうですけれど、経済開発すれば当然出るんですね。やっぱりコンサルさんとしては大きなマイナスのインパクトが出ることを余り書きたくないの、多分マイナスが出るところは但し書きのところ、ミティゲーションが可能なことを書きたいとい

うことだと思っんですよね。気候変動だとか大気汚染ということは、もうミティゲーションしようと思ったら開発をやめるということにしかならないので、そこに自己矛盾があるからそこだけ別枠になって、これはもう最初の議論、このワーキンググループを始めた2010年ぐらいのところで既に出ている議論なので。

なので、先ほどの確認ですけれど、「現状」で統一して「ベースライン」という言葉は使わない、気候変動だけ別枠にしないということであれば、そういうことをきちっとコンサルさんに伝えて、大きなマイナスが出て、それはちゃんと東京では理解していますからちゃんと出してくださいねと、マイナスはマイナスで出してくださいということをお伝えればいいんだと思っんですけれども。多分、後からいろいろ言われるのは、ここの審査のところではひっかかりたくないということがあるから、そういうことになるんだと思っんですよね。そこは、そういう意味でございました。

作本主査 わかりました。注を充実させるということをやっぱり一つ、注の説明を充実させているんな場合にできるだけ対応できるようにするというような形でのことでやると。

では、すみません、清水谷委員、二つお願いいたします。13、14ですが。

清水谷委員 まず13ですが、14ページの吹き出し部分の方針の説明で、緩和策の実施を前提としないというふうになっております。全てこの基準でいいのかというのが、私のコメントといたしますか質問であります。ただ、回答としてはもう、このスライド14のとおりにしますということになっています。でも、以前のワーキングでベトナムの南北に鉄道を走らせるような事業があったと思っんですけれども、確かそのときの話では、もうかなりその鉄道のデザインの中にいろいろな緩和策が入っていて、我々から見ると、どこまでがその緩和策で、どこからがそのアディショナルな緩和策なのかがよくわからなかったというのがあったんです。もう、その技術的なデザインの中にもう入っているような話だったんですよね。

ですから、その部分をどういうふうに明確に切り分けていただけるのかというのが、まだ質問として残っています。

作本主査 ありがとうございます。今の13、14についても。

清水谷委員 14については、同じように吹き出しのこの今示されているようなものでコンサルさんに出されるということなんですけれど、やはり要領書のような形できちんと文章で一つ一つ、注意事項をしっかりと文章でまとめられて、統一的な文章をまとめられていかれるほうが、もっとコンサルさんのほうには誤解の少ない指示になるのではないかと思いますので、そういった意味で、内部資料またはそのコンサルへの指示資料として、そういったものをつくってはどうかと思います。

作本主査 ありがとうございます。今のよう、よろしいですか。事務局のほうからなければ。

それでは、15番から17番、日比委員のほうからお願いします。

日比委員 15番ですけれども、特に不可逆的な……ここ、質問はこう書いてあるんですけれども、多分この表のポイントは、もちろん評価をABCDでするのも重要なんですけれども、その右のこれ、何という欄だっけ、コメントだか備考だかみたいな位置づけだと思うんですけれども、要はそこをいかに充実というか、ちゃんと、なぜこういう評価に至ったのかというのをわかるように書いて、調査団がここの部分をしっかり書けるように多分指導していただくのが、一番のこの実は表のキーなのかなと私は個人的には思っています。

そういうところに、例えばその不可逆的な影響みたいなこともちゃんと認識できているかどうかというようなことが書き込まれるようなことになるのかなというふうに思いました。

ということで、ご回答で結構です。

16はもう先ほどの議論なので、結構です。

あと17……はい、わかりました、結構です。

作本主査 はい。

今日、18番の石田委員は欠席されているんですけれども、恐らく第2パラに、再三再四指摘しているようなことが調査団に情報として共有してもらえないと、そういうことで、我々もこういう作業を通して、この抽象化しているかもしれませんが、経験が、あるいはいろいろな知識が引き継がれるように努力していることですから、恐らくこの石田委員もわかってくれることではないかと思えます。我々もそれを繰り返しているわけだと思います。

では、19番の谷本委員、お願いしてよろしいでしょうか。

谷本委員 これは統計データなんか特に問題あるというのが共通認識だと思いますので、その辺はきちんと書いてほしいなということですね。これは統計書からとったんだというのであれば、そういう見方で我々も接することができるということですから。これはきちんと書いてもらうようにしてくださいということで、結構です。

作本主査 はい。

20番、塩田委員はいかがでしょう。

塩田委員 データの取り扱いですが、一般に、理学的、工学的なデータは、というのが陳腐化しやすくなるわけです。社会学的なものは、法規とは継続性があると思えますが、どれぐらいの年代まで遡って考えたほうがいいのかということです。JICAとしてはどのように考えているのでしょうか。

柿岡 特に統一した、何年までのデータでなければいけないというようなルールは今のところはありません。データの種類や目的によるかと思いますが、例えば雨量のデータとかトレンドが必要だという場合は、過去に遡って調査しなければいけないかと思えますので、必要に応じてデータを集めていくと理解しております。

塩田委員 ということは、ほとんど公的なデータを使っているということですか。

例えば先ほどの気候変動のですと、あれはやっぱりグローバルなデータですね。ああいうものは継続性があるのでいいと思いますが、その実施機関だとプライベートなものとか、それから、まだ汎用化がされていない、たまたま測ったと、それを使っているとかいうのもありますね。そういうようなチェックとか、その年数とかというのはどのところでやられているのですか。あれは契約とか品質管理というところでやっているということですか。

柿岡 はい。

塩田委員 わかりました。

作本主査 よろしいですか。すみません。

最後、21番、これは途上国の文献とか資料を使われるんでしょうけれど、やはり著作権違反の可能性ということはよく私も見ている資料の中にありますので、これはJICAの資料じゃありませんよ、自分のところでやる中で、これは明らかにインターネットからそっくりとってきているとかそういうのも見かけますので、やっぱりJICAさんにご迷惑がかからないためにも、できるだけ事前にこの著作権についてきちんと守るようにという、そういう指示を、もうやっておられるんでしょうけれど、確認していただければと思います。

以上、ちょっと時間の管理がうまくなくて申しわけありません。今まで出てきたところ、例えば「現状」、「ベースライン」のところから始まって、その定義のことですね。あとは、例えば「解体」を入れるかどうかとか、あと工事中の定義のこととか、そういうようなことがちょっと幾つか出ていますから、そのあたりをぼちぼちのこの簡略化した書き方ででもメモにさせていただけるとありがたいと思います。

ちょっと事務局のほうに負担をお願いして申しわけありませんけれど、そういうことで、ありがとうございます。

では、何か最後に事務局のほうでご連絡があればお願いします。

柿岡 では、今いただいたコメント等を踏まえまして、また主査、副主査のほうに1案をお送りしますので、その際にはまたご協力いただければと思います。

どうもありがとうございました。

すみません、改めてお願いですが、1点よろしいでしょうか。

本日もそうですが、非常にショートノーティスをお願いしている中で、お忙しい中で恐縮ですけれども、我々も当日この会議に向けていろいろと準備することがありますので、事前のコメントの締切までのご提出を可能な限りご協力いただければと思います。

今日も実は直前までかなりばたばたと準備していました。この会議を充実させるかという観点で、しっかり議論をしていきたいと思いますので、我々の準備というよりもこの会議を充実させるという観点で、改めて事前コメントの締め切りまでのご提出についてご協力いただければと思います。

よろしくお願いたします。

午後5時32分閉会